

“人”と“海”のふれあいまち

上天草市総合計画

(平成16年度～25年度)



熊本県上天草市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の役割	2
第3節 計画の構成と期間	2
第2章 計画の背景と課題	3
第1節 社会動向	3
第2節 上位・関連計画	4
第3節 上天草市の現状	6
第4節 上天草市の課題	9
第2部 基本構想	10
第1章 上天草市の将来像	10
第2章 基本方針	12
第1節 まちづくりの方向	12
第2節 人口指標	12
第3章 施策の大綱	13
第1節 基本施策	13
第2節 重点プロジェクト	18
第3節 地区でのまちづくり	20
第4章 熊本県事業の推進	22
第5章 財政計画	24
第3部 基本計画	27
第1章 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦	27
第1節 交流の活発化で進める教育・文化	27
第2節 各種連携での保健・医療の充実	30
第3節 人材活用による福祉の充実	32
第4節 合併効果を引き出す連携・交流の促進	36
第2章 生きがいある働き場づくりへの挑戦	38
第1節 海をテーマとしての産業振興	38
第3章 責任ある環境・基盤づくりへの挑戦	42
第1節 都市基盤の整備	42
第2節 身近な単位での生活環境の整備	46
第3節 海の再生と自然環境の保全	48
第4節 行財政の新しい仕組みづくり	50
第4章 重点プロジェクト	52

第1節	医療環境の充実とともに一人暮らしのお年寄り生活安心構想	52
第2節	高校生地元通学倍増構想	54
第3節	Uターン者受け入れ構想	56
第4節	第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想	58
第5節	産業開発創造構想	60
第6節	地場の特性を活かした企業誘致構想	62
第7節	“みず”から始める環境保全構想	64
第8節	域内30分圏構想	66
第9節	八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想	68
第10節	海洋保全・研究構想	70
第5章	13地区でのまちづくり	72
第1節	概要	72
第2節	主旨	72
第3節	組織・推進体制	72
第4節	地区で取組む事業および活動	73
第5節	事業の期間および助成金等	73
第6節	成果の発表と共有	73

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画の目的

上天草市は平成 16 年 3 月 31 日に旧大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町が合併して誕生したまったく新しい合併市です。これまで、4 つの町としてそれぞれ独自の施策を掲げて歩んできた上天草市が一つの方向で進んでいくための「指針」が本計画の目的です。

もとより、地方自治法第 2 条第 4 項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められています。

本総合計画は、誕生したばかりの上天草市を、将来の上天草市は「こういった市でありたい」というような、市としての大いなる提要进行を期する根幹の計画です。

なお、本計画は、上天草市が合併するに当たって策定した『新市建設計画』を忠実に習い、一部補強しながら策定しました。なぜなら、新市の将来像は、その時に明確に示されていたからです。しかしその後、急激な社会・政治・政策の変遷に伴い、財政計画を大幅に見直さざるを得ませんでした。「基本施策・重点プロジェクト・地区でのまちづくり」という施策の大綱は揺るがないものの、財政の裏づけという面で、実際の計画の手直しを施しました。

ただし、ここに示す計画は、どれをとっても上天草市にとって、必要十分な条件を満たすものばかりです。施策として実現していくときの手法を研究しながら、本計画を大きな目標にして上天草市の進展を期します。

第2節 計画の役割

本市は合併したばかりで、事実まだまだ、4町の“寄り合い所帯”という感が払拭されていません。それは、これまでそれぞれ独自に歩んできた風土、人情、制度が簡単に一朝のもとに変わっていくものではないので、仕方のないものではあります。しかし、新市誕生以降、確実に人の流れ、人の結び合い、さらには、物の流れも変化してきています。

本総合計画の役割として、「市民生活を支え、市民生活を豊かにし、市民生活を楽しむ」、そんな市民が暮らしている「上天草市」を創っていく道しるべとしての役割があります。

本計画書の中には、すぐに取り組んでいくべきもの、長い間の年月を要するもの、『夢』を語ったもの、あるいは、行政が行うもの、市民自らが行うもの、行政と市民が手を取り合って行っていくものなど、様々な課題が示されています。

また、本計画の中には、上天草市が、今後の道を探していく施策がまんべんなく網羅されています。その施策の中から、大きく取捨選択したり、もっと突き詰めて行ったりというべき課題を選び出し、展開して行くための素材として、この計画の役割があります。この計画を、その時その時で読み解いていくのは、市民の皆さんです。

第3節 計画の構成と期間

○計画の構成

本計画は、上天草市を建設していくための基本構想、基本構想を実現するための基本計画の2部構成とし、基本計画の中に3つの施策体系、10の重点施策、地区単位でのまちづくり、財政計画まで策定しています。

①基本構想を定めるにあたっては、「新市建設計画」（平成15年3月策定）を基本とし、旧4町の合併による効果を見据えた長期的に立つものとします。

②財政計画については、健全な財政運営に努めることはもとより、地方交付税、国県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることないようにします。特に現在、国において進められている構造改革、三位一体の改革を見誤ることなく反映させていきます。

○計画の期間

基本構想は、平成16年度から平成25年度までの10ヵ年間、このうち前期の平成20年度までの5ヵ年を基本計画として策定します。

第2章 計画の背景と課題

第1節 社会動向

社会経済の成熟化は、経済の右肩上がりの成長は今や、望むべくもなく、そんな少子高齢化社会が進展する中で、国民は「心の豊かさ」や「安全・安心な暮らし」を重視し、個人のライフスタイルや価値観が大きく多様化してきています。

その中で、地方自治体はそこに住む住民のニーズにいかにして応えていくかが問われてきています。一方で今までの住民サービスを堅持していく、という行政のあり方や、今までの住民サービスを根幹から見直していこう、という行政のあり方もあります。「今までどおりの住民サービスが今も求められているのか」、そもそも「今までどおりの住民サービス」を行政は提供できるのか、という論議までが取りざたされています。

肝心なのは、地方自治体は「それぞれが、一つ一つ」であって、すべてが同じ地方自治体ではないということです。ですから、住民ニーズは当然、いろいろな違いがあって、地方自治体もそれぞれ違う施策を用意するということになります。

そういう意味で、地方自治体の方向の違いも大きく今日の社会に反映されてきています。いわゆる“地方の”地方自治体と“中央の”地方自治体とが、如実に出てきているのが、現在の日本の社会です。地方交付税、国庫負担金、国庫補助金という制度と役割が地方にとっては、当たり前にしても、中央にとっては、逆に“厚遇”されていると見えるという現象を起こしています。そして、この傾向は今後止まらず、ますます隆盛の意見となっていく傾向です。

そんな社会情勢を、直視し、「それではどうする？」という知恵（施策）が今、自治体運営に求められています。

第2節 上位・関連計画

熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」の中で、天草地域の地域計画が策定されています。その方針を踏まえ、上天草市の総合計画との整合性を図っていきます。

熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」より抜粋

『天草地域』

(現状と問題点)

本地域は、美しい海に囲まれ、温暖な気候を生かし、従来から漁業、農業を主産業として発展してきた。また、新鮮で多様な農水産物、南蛮文化、キリシタンの歴史など多くの観光資源に恵まれた地域である。しかしながら、地理的に熊本都市圏から遠く、島しょ地域であるという立地条件もあり、交通基盤整備が遅れる中、昨今では漁業、農業をはじめ、地域経済は停滞気味であり、雇用の場が少ないことから、若者は流出し過疎化が進行し、県内でも特に高齢化が進んでいる地域である。

このような中、近年、恐竜化石の発見や交流施設の整備、さらに国の伝統的工芸品の指定を受けた天草陶磁器など新たな地域資源が誕生しており、また、熊本天草幹線道路も一部共用が開始された。恵まれた自然や歴史、文化を生かしたツーリズムへの取り組み、天草フィルム・コミッションの設立など、地域資源を生かした新しい産業の芽吹きも見え始めている。

天草地域においては、このような地域資源を生かし、いかにして産業振興を図り、若者の流出を抑制するか、また、多くの高齢者がいかに生き甲斐を持ち、安心して暮らせるか、そして、幹線道路など交通基盤整備をいかにして進めるかが大きな課題である。

(基本的方向)

天草に住み集う人々が美しい自然と陽光のもと、元気に生き活きと躍動するとともに、「天草」の風を全国に発信することを目指して、多様な地域資源を生かした独自のまちづくりを進めていく。

具体的には、天草の貴重な財産である豊かな海、美しい景観の保全・再生を基本理念に、観光の基盤となる一次産業の振興を図るとともに、保健・福祉の振興によるまちづくりを積極的に推進し、地域性を生かした福祉産業の振興に取り組む。

また、九州新幹線全線開業を見据え、今後も熊本天草幹線道路を含めた島内の主要道路の整備促進を図るとともに、島内公共交通機関のネットワークの充実や天草空港

の利用環境整備に努める。

さらに、これらの取組みにおいては、天草地域の一体的かつ効率的な取り組みが必要であり、市町合併や広域行政等への検討を支援し、県域を越えた交流事業の展開など、広域・連携による事業の推進を図る。

第3節 上天草市の現状

<位置>

上天草市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、天草地域に浮かぶ大矢野島、天草上島、その他の島々からなっている。

本市を中心に半径150kmの円を描くと、北は北九州市から、南は指宿市まで、東は大分市から、西は長崎市まで九州圏内の主要都市がすっぽり入るところにあり、九州各地からの日帰りあるいは一泊圏内となっている。

<自然>

上天草市のほぼ全域が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島の一つに挙げられる松島の風景や、龍ヶ岳をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）からの眺望など、景勝地として、四季折々に美しい表情を見せている。

上天草市の気候は、典型的な西海型気候で、年間平均気温が約16.1度、年間降水量が1878ミリ（平成12年松島観測所）、降雪はほとんどなく、海岸部の一部は無霜地帯となっている。年間を通して比較的温暖多雨な気候を有しているところから、果樹や花卉の栽培が盛んに行われている。面積は、全体で126平方キロを有しており、東西15キロ、南北28キロにわたり広がっている。内訳は、山林60.8%、田畑12.3%、宅地5.2%となっており、大部分は急峻な山ひだが海岸線まで迫り、全体的には平坦地が少ない地勢である。その中であって、大矢野島は比較的傾斜が緩やかな丘陵地が多く、花卉栽培や酪農が行われている。また、各地域を流れる河川の周辺には水田が広がっている。

<人口>

過去における上天草市の人口の動きを見ると、昭和35年の51,439人から10年後の昭和45年には約1万人も減少し、42,136人となっている。その後も人口減少の傾向は変わらず、昭和55年には40,682人とかろうじて4万人を維持したものの、昭和60年の39,900人、平成2年に38,316人、平成7年に36,667人、平成12年は35,314人と漸減してきている。

これを、年齢階層別人口で見ると若年者（15歳から29歳まで）の人口は、昭和35年には総数で9,234人、構成比率で17.9%あったのが、平成12年には総数で4,689人となり約半分程に減り、構成比率でも13.3%と約5ポイントも減少している。逆に、高齢者（65歳以上）の人口は昭和35年に4,164人、構成比率8.1%だったのが、平成12年には総数で9,628人で2倍以上に膨れ、構成比率でも27.3%と約20ポイントも増加している。まさに、上天草市は高齢者が多く、若年者が極端に少ない過疎地域となっている。

表1 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 51,439	人 47,914	% △6.9	人 42,136	% △12.1	人 41,541	% △1.4	人 40,682	% △2.1
0～14歳	20,089	16,752	△16.6	13,233	△21.0	10,960	△17.2	9,799	△10.6
15～64歳	27,186	26,598	△2.2	24,022	△9.7	25,292	5.3	25,091	△0.8
うち15～29歳(a)	9,234	8,140	△11.8	6,855	△15.8	7,962	16.1	7,473	△6.1
65歳以上 (b)	4,164	4,564	9.6	4,881	6.9	5,289	8.4	5,792	9.5
(a)／総数 若年者比率	% 17.9	% 17.0	—	% 16.3	—	% 19.2	—	% 18.4	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.1	% 9.5	—	% 11.6	—	% 12.7	—	% 14.2	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 39,900	% △1.9	人 38,316	% △4.0	人 36,667	% △4.3	人 35,314	% △3.7
0～14歳	8,920	△9.0	7,750	△13.1	6,608	△14.7	5,588	△15.4
15～64歳	24,647	△1.8	23,424	△5.0	21,628	△7.7	20,097	△7.1
うち15～29歳 (a)	6,569	△12.1	5,626	△14.4	5,074	△9.8	4,689	△7.6
65歳以上 (b)	6,333	9.3	7,130	12.6	8,431	18.2	9,628	14.2
(a)／総数 若年者比率	% 16.5	—	% 14.7	—	% 13.8	—	% 13.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 15.9	—	% 18.6	—	% 23.0	—	% 27.3	—

<産 業>

産業別就業人口比率を見ると、第一次産業は昭和 35 年の 58.7%が、年々減少を続け、平成 12 年ではわずか 15.5%まで構成比率を落とし、43 ポイントも減少した。

一方、第二次産業は昭和 35 年には 11.3%だったのが平成 12 年には 26.8%まで上昇した。これは、市内に女子雇用型の誘致企業や、進出企業などがあって、そこで働く雇用者が増えたためだと思われる。

さらに第三次産業は、昭和 35 年には 30.0%だったのが、平成 12 年には 57.6%と 27 ポイントも大きく伸びた。これは、昭和 41 年の天草五橋の開通により、飛躍的に伸びた観光産業によるものが大きく、今後もこの傾向は続くものと思われる。

表 2 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,436	人 20,677	% △7.8	人 18,172	% △12.1	人 17,338	% △4.6	人 17,634	% 1.7
第一次産業 就業人口比率	% 58.7	% 51.5	—	% 45.3	—	% 30.6	—	% 28.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 11.3	% 13.6	—	% 13.5	—	% 24.8	—	% 26.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 30.0	% 34.8	—	% 41.2	—	% 44.5	—	% 45.3	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,926	% 1.7	人 17,669	% △1.4	人 16,888	% △4.4	人 15,455	% △8.5
第一次産業 就業人口比率	% 26.6	—	% 21.3	—	% 18.2	—	% 15.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 26.5	—	% 29.8	—	% 28.8	—	% 26.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 46.9	—	% 48.9	—	% 53.0	—	% 57.6	—

ただ、次の課題として、第一次産業に付加価値を付けた第二次産業製品、あるいは第一次産業と第三次産業を結びつけた観光振興策など、その実現へ知恵を創り出していかなければならない。

第4節 上天草市の課題

平成16年3月31日に合併したばかりの上天草市の課題を整理してみると、

- ①旧4町意識の払拭
 - ②上天草市としてのまとまり
 - ③上天草市の夢
- がある。

①旧4町町民意識の払拭

上天草市としての均衡ある発展を目指すには、旧4町という町民意識の払拭が前提となってくる。しかし、その感情の醸成にはやはり少しの時間と、それを払拭するさまざまな取組みが必要である。市民一体となったイベントの開催、市民相互でのイベント参加、隣の町と思っていたものが、同じ市内であるという意識の変革までが、この10年間の最大の市民および市政の要である。

その意味で、今後の行政施策については、地域ごとに判断されるべきでなく、市としての、重要度、緊急度に係っている。

②上天草市としてのまとまり

行政は、上天草市として合併した。しかし、一方で、現在まださまざまな組織・機関が旧4町そのままに存在している。そのことが、上天草市としてのまとまりを欠くことに繋がっている。上天草市が自他共に認める市としての体裁を整える必要がある。そのためには、行政も積極的に働きかけ、市民にも、組織にも納得していける組織統合を図っていく。

③上天草市の夢

新市、合併市としての上天草市には「夢」がなくてはならない。その夢は、「基本施策」、「重点プロジェクト」、「地区でのまちづくり」の中にいっぱい詰め込んである。夢が夢で終わらないように、夢を少しでも実現できるように、夢を追い続ける行政手法を市民と共につくっていく柔軟性を持った、強い意志を持った上天草市を目指していく。

第2部 基本構想

第1章 上天草市の将来像

①将来目標

この地域で生まれた子どもたちが、未来永劫住み続けられる持続的基礎体力を備えた自立・交流型の地域社会形成。

上天草市においては、一定の人口規模と財政力を背景に、高度で専門的な総合的行政機能を十分に発揮し、幅広い分野でユニバーサルデザイン（UD）の理念を取り入れながら自立・交流型の独立した地域づくりを進めます。

②持続的な産業構造の確立

上天草市における最大の課題は、若者定住化に向けた「持続的な産業構造の確立（働く場づくり）」であり、その持続的な産業構造を創り出すには、「ここにあるもの（人材、資源）を活かし、磨きをかける」、「新たな意識をもち、果敢な行動に取り組むこと」が肝要です。

③最大の資源『海』の活用

上天草市は「多様な海」に囲まれ、有明海、八代海の二つの海の結節点、さらには天草の玄関口に位置するという優位性を有していることから、これからの環境を考えていく時代に、最大の資源『海』の活用について重要な役割を担わされています。

④『人と海』を活かして若者定住

旧4町においては、これまで各町の基本構想の理念に沿い、豊かな“海”と“山”の資源や“人”と“伝統文化”など地域の特性を活かしながら地域づくりに取り組んできました。上天草市においては、合併による人材の交流（情報や活力の相乗効果）をもとに、最大の資源『海』を多角的に活用し新たな地域活力を創造します。

また、「人材・資源」を磨いていく研修、研究開発の場を創りだし、地場産業振興と新規産業の展開など活力ある地域づくりを進め、若者の定着率を向上させていきます。

⑤キャッチフレーズ

将来目標を目指すためのまちづくりのキャッチフレーズを『“人”と“海”のふれあうまち』とします。

第2章 基本方針

第1節 まちづくりの方向

上天草市の将来像を実現するため以下の三つの大綱を組み合わせ、まちづくりの方向とします。

1 基本施策

2 重点プロジェクト

3 地区でのまちづくり

第2節 人口指標

目標年次の平成25年には、人口31,600人の人口規模を目指します。

第3章 施策の大綱

第1節 基本施策

行政施策全般にわたっての基本的な取り組みを、以下の三つのテーマで推進します。
さらにそのテーマごとに施策を絞り込み、9の項目立てにして具体化します。
その項目ごとにそれぞれの主管の部署で年次計画を立て、予算を組み、着実な対応を図っていきます。

1のテーマ「安心・快適な暮らしづくりへの挑戦」

生活全般に関わるユニバーサルデザインの考え方をもとに、身近な生活の基盤を整える方策に取り組みます。

そのためにも、安全快適な暮らしの上で、上天草市民の人々の新たなつながりを創り出す交流連携を推進し、さらに対外的に広域の人々との交流を促進させていきます。

1の1 交流の活性化で進める教育・文化

合併効果となる、多様な人材交流を学校教育・生涯学習、地域文化・スポーツの充実に活かします。

- ①学校教育の充実
- ②社会教育の充実
- ③地域文化の振興
- ④スポーツ文化の振興

1の2 各種連携での保健・医療の充実

疾病の早期発見と普段の健康増進のための検診や指導・相談のシステム充実を進めます。

- ①健康づくりの推進
- ②保健予防の推進
- ③日常医療の充実
- ④救急医療の充実
- ⑤国民健康保険事業の推進

1の3 人材活用による福祉の充実

福祉に係わる施設・人材の有効活用を進めます。とくに、ユニバーサルデザインの視点を大切にされた地域福祉の充実を促進していきます。

- ①地域福祉の向上
- ②児童福祉の向上
- ③高齢者福祉の向上
- ④障害者・障害児福祉の向上
- ⑤母子・父子福祉の向上
- ⑥低所得者福祉への対応
- ⑦介護保険への対応
- ⑧少子高齢化への対応
- ⑨年金事業の啓発

1の4 合併効果を引き出す連携・交流の促進

各種情報の円滑な流れをつくり、地域人材や施設の有効活用、相乗的な活動など合併効果を幅広く波及させていきます。

- ①域外・県際・国際交流の促進
- ②男女共同参画社会への対応
- ③地域情報の充実
- ④情報発信環境の整備

2のテーマ「生きがいある働き場づくりへの挑戦」

働く場づくりを力強く推進していきます。上天草市の資源、特性を重ね合わせ、観光を中心に第一次産業の振興を図っていきます。

二つの海の結節点という地理的位置特性を生かして、広域観光ルートづくりや新たな企業の誘致に取り組んでいきます。

2の1 海をテーマとしての産業振興

基幹産業である農林水産業の振興を図ります。また、海的环境保全・再生と関連させての新規産業振興や一次産業と関連づけた工業・商業・観光業の振興を図っていきます。

- ①農林水産業の振興
- ②工業の振興
- ③商業の振興
- ④観光・レクリエーションの振興
- ⑤地域振興拠点の整備
- ⑥就業支援体制の充実
- ⑦産業関連団体の支援

3のテーマ「責任ある環境・基盤づくりへの挑戦」

都市基盤として重要な土地利用のあり方を明らかにするとともに、域内の連絡性向上のため道路整備を促進します。さらに、広域道路計画・構想の早期実現を図り、これらの基盤のうえで生活環境の充実整備を進めます。

環境面では、身近な環境保全から、域内の水供給体制づくり、環有明海・環不知火海地域等の広域に対する責任ある環境対策に取り組んでいきます。

さらに、市民サービス向上のための行財政効率化を進めます。

3の1 都市基盤の整備

各種制度・事業を適切に活用し、市民生活・産業活動を支える土地利用・交通体系、供給処理施設等の都市基盤整備を進めます。

- ①適正な土地利用の推進
- ②道路・橋梁の整備
- ③河川・海岸の整備
- ④公共交通機関の整備
- ⑤港湾の整備
- ⑥上水道の整備
- ⑦生活排水処理施設の整備
- ⑧公園・緑地の整備

3の2 身近な単位での生活環境の整備

防災・防犯をはじめ、住宅・住環境整備、供給処理の充実など生活環境整備に取り組んでいきます。

- ①消防・防災体制の充実
- ②安全・安心なまちづくりの推進
- ③住宅・住環境の充実
- ④ごみ処理体系の確立および施設整備
- ⑤地域・生活関連施設の整備

3の3 海の再生と自然環境の保全

有明海・八代海の海洋汚染防止、自然環境の回復を目標に、関係地域と連携しながら、市域全体で環境保全に取り組んでいきます。

- ①身の回りの環境保全
- ②水辺の環境保全
- ③森林の維持活用
- ④地球温暖化対策の推進

3の4 行財政の新しい仕組みづくり

合併を契機として行財政のいっそうの効率化を進めます。

- ①住民参加活動の推進
- ②広報・広聴活動と情報公開の推進
- ③行政運営の効率化
- ④財政運営の効率化

第2節 重点プロジェクト

基本施策を整理し、重点的に推進を図るために、10の重点プロジェクトを設定し、これらを相互に関連させて取り組むことで、上天草市の施策を徹底します。

○お年寄りの生活を支えるために

プロジェクト1：医療環境の充実とともに一人暮らしのお年寄り生活安心構想

- ・ 一人暮らしのお年寄りも安心して暮らせる地区づくりを進めていきます。
- ・ 各地区にグループハウスや高齢者向け市営住宅などを配置。住まいのモデルを提示していきます。
- ・ 合わせて医療環境の充実に取り組みます。

○ 若者の流出を防ぐために

プロジェクト2：高校生地元通学倍増構想

- ・ 地元高校がより魅力ある学校となるよう県に働きかけるとともに、支援施策を推進することで、親元から地元高校へ通える環境を充実させ、若者定住と教育費保護者負担の軽減を図ります。
- ・ 流出している生徒の半数が残れることを目標とします。
- ・ 300人を地元に残れるようにし、約3億円の教育費負担の軽減を図ります。

○ 流出した若者を呼び戻すために

プロジェクト3：Uターン者受け入れ構想

- ・ 見込まれるUターンニーズに対応するため、就業や住宅等の受け皿状況の情報収集・管理等の体制を整え、Uターン希望者を受け入れていきます。
- ・ 年間100人を受け入れていきます。

○ 今ある産業を元気にするために

プロジェクト4：第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想

- ・ 計画中の各種観光振興計画の実現、第一次産業の振興とからめた体験型観光（ブルーツーリズムなど）、域内観光ルートの整備などを図り観光客の満足度を高め、多くのリピーターを確保していきます。
- ・ 入り込み客20%増の30万人の増加を目指します。

○ 新しい産業をつくりだすために

プロジェクト5：産業開発創造構想

- ・ 最大の資源である多様な海を活かした産業開発や地場産業の振興、観光開発などに取組み、若者の働く場を創出していきます。
- ・ 民間の起業化支援に関する特産品の開発加工センターなどを設置します。

○ 外から産業を呼び込むために

プロジェクト6：地場の特性を活かした企業誘致構想

- ・ 国や県、企業、大学と連携し、二つの海の結節点である特性等を活かした新たな企業誘致を促進します。リサイクル産業、リゾートオフィス、研究開発企業などを視野に入れます。

○ 足元から環境を良くするために

プロジェクト7：“みず”から始める環境保全構想

- ・ 各地区で足元の環境学習を進め、生活排水・事業所排水の汚濁軽減など、みず（水、自）から始める確かな環境保全に取り組んでいきます。

○ 市内でのつながりを強化するために

プロジェクト8：城内30分圏構想

- ・ 城内のどこからでも中心部まで車で30分で移動できるように道路整備を進めます。
- ・ 国道266号の早期整備、県道、生活道路の充実を図ります。
- ・ 公共交通機関の充実を進めます。

○ 広域的なつながりを強化するために

プロジェクト9：八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想

- ・ 八代・天草架橋の早期実現を働きかけます。
- ・ 熊本天草幹線道路（地域高規格道路）の建設を促進します。

○ 広域な環境保全へと展開するために

プロジェクト10：海洋保全・研究構想

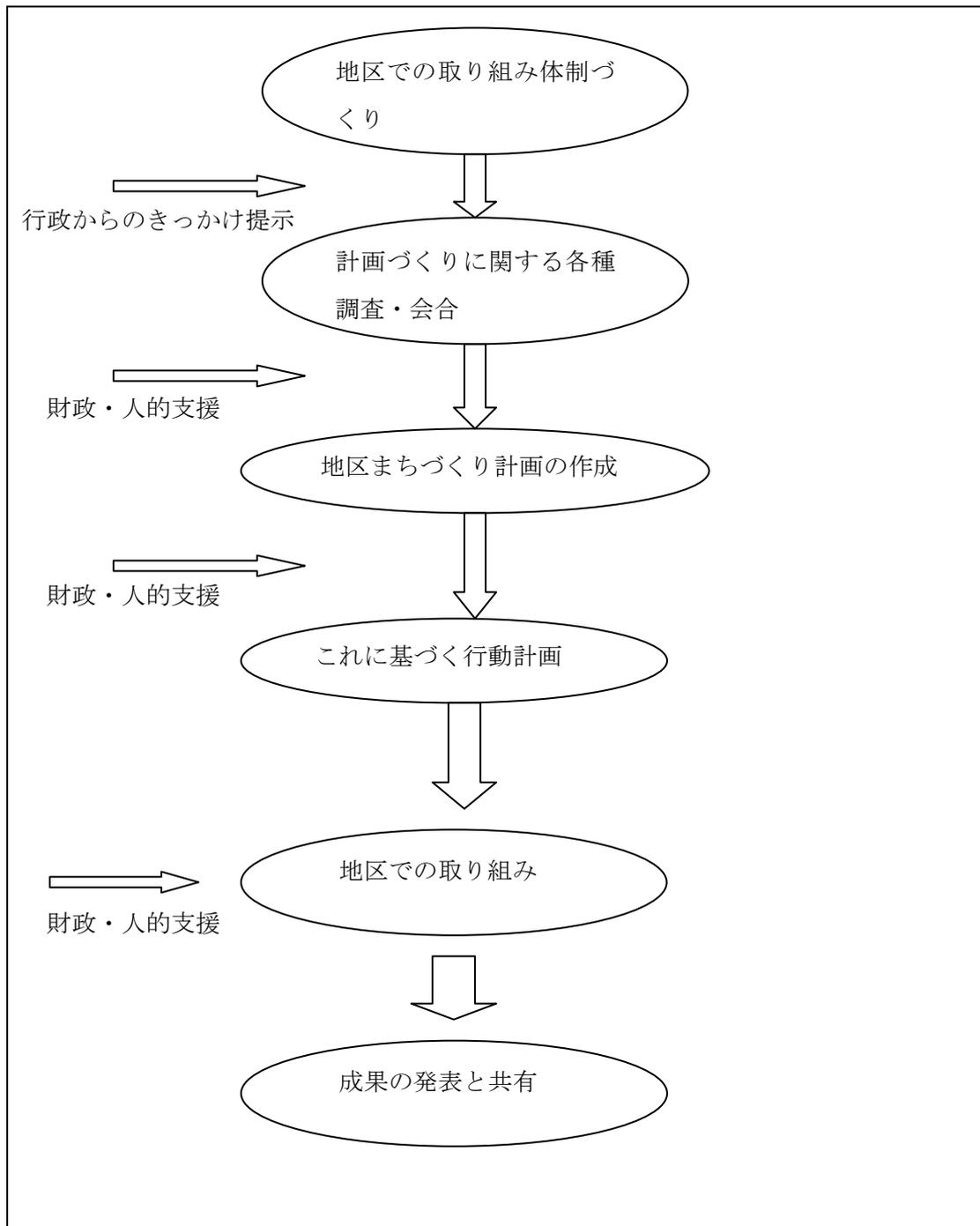
- ・ 既存の研究・研修機関との連携からスタートし、環境保全の情報発信や海の学習ができる海洋博物館を設立します。

第3節 地区でのまちづくり

大綱の三つ目に「地区でのまちづくり」があります。

住民が地区のまちづくりに積極的な関わりを持つことで、市民主体のまちづくりを目指します。13地区（登立・上・中・維和・湯島・阿村・今津・教良木河内・姫浦・二間戸・大道・高戸・樋島）に分けられる旧町村をまちづくりの基本的な単位とします。

13地区それぞれが、それぞれの地域特性をふまえ、地区住民の総意に基づいての地域づくりの進め方・内容を固める必要があります。



そのうえで、各種取り組みを行政が適宜サポートするなかで、地区住民主体のまちづくりが軌道に乗っていくことを支援していきます。そして、地区それぞれの個性が発揮されながら、全体として協力・連携し、上天草市を築きあげていきます。

第4章 熊本県事業の推進

熊本県と上天草市では、「新市建設計画」策定時に、本市施策への互いの立場での役割と責任について協議を行い、新しく誕生した上天草市の均衡ある発展のために、以下のような県事業を積極的に推進するとともに、まちづくりの核となる各種施策に対して、市と連携を図りながら必要な支援を行うことが、確認されています。

以下本市の基本施策ごとにその支援策を示します。

1. 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦

(1) 福祉振興によるまちづくり

地域住民が安心していきいきと暮らせるよう、上天草市総合計画の中で実施されるさまざまな保健・医療・福祉施策に対して、積極的に支援します。特に天草地域は県内でも最も高齢化率が高くなっており、痴呆予防のための青壮年層からの健康づくりや高齢者の脳活性化の推進を支援します。また、少子化も進んでいるため、放課後児童クラブや特別保育事業等の子育て支援等を推進します。

また、定年や老後に田舎で暮らしたいという都会の人々に対し、癒しの場を整備しつつ、上天草の地域性を活かした福祉産業の振興を図ります。

(2) 交流拠点整備

上天草地域の観光振興と交流を促進するため、上天草市総合計画の中で検討されているさまざまな観光施策や交流事業を積極的に支援します。

また、豊かな自然の中でゆっくり保養できる、自然を活かした滞在型の交流拠点整備（家族滞在型リゾート）として、樋合マリプロジェクトの推進を図ります。

(3) 広域連携による事業の推進

天草空港を活用した長崎、鹿児島、福岡などとの市町村や民間レベルでの交流・連携を促進します。また、地域出身で天草を離れ都会に移り住んでいる人々が、地域づくりに参加できるよう、住民参加のシステムづくりや多様化する住民ニーズに対応するため、既存組織のネットワークの活用など、地域づくり振興体制の整備を支援します。

2. 生きがいある働き場づくりへの挑戦

(1) 天草の自然、農林漁業、歴史文化を活かした体験型観光の振興

観光の基盤となる一次産業の振興を図りながら、天草を訪れる人々が「天草ならではの」自然や農林漁業、歴史と文化のふれあいを楽しむことができる体験型観光振興を支援します。また、温暖な気候を活かした早期稲作や果樹・野菜・花卉などの農業の振興、木材生産基盤の整備や木材需要拡大等による林業の振興および内海の特性を活かした漁場づくりと栽培漁業などつくり育てる漁業を推進します。

さらに、総合計画事業として検討されているさまざまな農林水産振興による若者定住に向けた取り組みを積極的に支援します。

3. 責任ある環境・基盤づくりへの挑戦

(1) 交通・生活基盤整備の推進

合併を契機とした上天草市総合計画事業として位置づけてある旧4町を結ぶ道路網の整備に対しては、地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備促進と、現在実施している国道266号（姫戸～龍ヶ岳～倉岳、大矢野地区内）、主要地方道の松島馬場線、有明倉岳線および一般県道の満越城本線、姫戸港教良木線等の整備を計画的に推進するとともに、その他の路線の整備についても検討を進めます。

また、八代・天草架橋構想については、長期的な視点から検討を進めます。

さらに、島しょ部という厳しい地域条件を勘案し、安全で安心な生活基盤の整備に向け、生態系に配慮し自然との調和を図った河川、海岸、港湾整備等を推進します。

(2) 環境の保全・再生

天草の財産である豊かな海、美しい景観を後世に引き継いでいくため、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づく環境の保全等に関する県計画を実施し、環境保全や水産資源の再生に取り組みます。

さらに、松くい虫に強い松として改良されたスーパー松の植栽による白砂青松の美しい海岸整備や全島いっぱい運動に取り組みます。

4. その他

市町村合併に伴う緊急かつ特殊な財政需要について、財政支援を行うため新たに創設した「熊本県市町村合併特別交付金」により、上天草市が速やかに一体的な行政サービスを展開するため、さらに広域的観点からの地域づくりやまちづくり、住民サービスの維持・向上、行財政運営の効率化、基盤整備の充実などの合併に伴う事業を支援します。

第5章 財政計画

平成16年度から平成25年度までの10年間の財政を見通す、財政計画を以下の項で示す。なお、この財政計画は、『新市建設計画』を修正したものとなっている。

今日の地方財政は、地方分権の推進に当たって、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、地域福祉の充実、資源循環型社会の構築、生活関連社会資本の整備などの重要政策課題にかかる財政需要がますます増大するものと見込まれている。しかしながら、地方財政の状況は、恒久的な減税に伴う影響を補てんすることに加えて、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸び悩み、公債費などの累積により、平成13年度以降4年連続して地方交付税が減少する深刻な状況になっている。

国においては、財政構造改革の一環として、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を「三位一体の改革」で推進している。この改革により地方分権はより一層確立される一方、地方の力量が自治体運営にいよいよ問われることとなった。

また、熊本県にあっても、行財政の見直しは急務で、更なる歳入確保（負担の見直し、使用料、手数料、公共料金の見直し）、歳出抑制（単独事業の縮小、補助事業補助率カット、補助金削減、職員削減）へ着手している。

本市の財政状況は、市税の落ち込み（対前年度費△6.4%）に加え、その他の収入についても伸びは期待できず、歳入の確保に苦慮している。他方、歳出では、時代の変化に即した対応は求められている。少子高齢化、高度情報化、災害、環境問題、都市基盤整備など取り組むべき課題は山積している。

さらに、人件費をはじめ、扶助費、維持管理費など経常経費の占める割合は高くなってきている。（経常収支比率93.5%：平成15年度決算）

こうした中にあっても、この総合計画に示す、3つの基本施策、10の重点プロジェクト、13地区のまちづくりの実現を目指し、施策の展開を図っていかなければならない。今後10年間の財政計画は、以上を踏まえ、重要性、必要性、緊急性を見据え、事業の規模、事業の年次、事業の展開方法などを厳しくチェックし、住民ニーズに適った施策を基本とするものとなっている。

歳入でいえば、今後10年間は合併優遇策の一つである、「地方交付税を従来の4町合算での算定」が保障され、その後5年間で一本算定へと移行する。しかし、前述のとおり、地方交付税そのものの、仕組みが根本から見直されようとしている今、安易にその制度に寄りかかっているのは将来の目測を大きく見誤ることも考えに入れるべきであろう。今や、「総額抑制」はいつでも発生しうるものと予測すべきである。合併のもう一つの優遇策で

ある「合併特例債」も、安易な借り入れは、後年の大いなる負債として市の財政を圧迫し、柔軟な政策執行に支障を来たすかも知れない。前述のとおり、国や県は、今や自らの組織の縮小化、制度の転換を図り、その補完を地方行政へと求めてきている。

そこで、市の財政を支える根本には、市税の安定的確保を図る道を探っていくことが今更ながら問われている。そのためには、市民の所得を上げる施策、市外から所得を獲得する施策を展開し、市として生き残っていける、さらに、他市町に誇れる、住みやすい、暮らしやすい、まちづくり施策を積極的に展開することが必要となっている。

歳出でいえば、義務的経費の限りない抑制により、投資的経費への転換がある。限られた予算の中で、いかに最小の投資で、最大の効果を生むか、が今後の行政手法に問われてきている。「構造改革特区」「地域再生」「民活」それぞれの力を引き出して対応していく手法も様々示されている。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ；民間の資金で公的施設等を建設・運営する手法）、指定管理者（民間会社が公的施設（第3セクターを含む）を管理運営する）、独立行政法人（以前の国立の大学・高等専門学校・美術館などではなく、一つの法人として経営される）などの台頭などからその傾向を見ることができる。この財政計画には、その方法も一部取り入れてある。

今、総合計画の財政を考えると、『行政がやらなければならないことと、市民ができること』との境界がどこにあるのか、を大いに論議すべき時が来ている。『住民負担の原則か、受益者負担の原則か』もおのずと明確にすべき点でもある。

《今後の財政運営方針》

①財源の確保

市税を安定的に確保するため、滞納処分強化と超過課税、法定外目的税の新設も視野にいれ、自主財源の拡充に向けて努めていく。

また、新市発足時に負担は少なくサービスは高くとしたが、このような状況下を踏まえて特定の市民を対象とする使用料・手数料については、受益者負担の原則及び他市町村の実情を踏まえ、実情に適合した額となるよう計画的に見直しを行い適正な料金設定を行う。

②財政運営の効率化

財政の効率的運用を図るため、予算の編成にあたって「最小の経費で最大の効果」があげられるよう、また、地域経済の状況に即した財源の重点的かつ効率的配分に留意するよう、予算編成方針に毎年度ごとの重点施策を盛り込むとともに経費支出の効率化に徹する。

また、事業評価（PLAN＝計画、DO＝実行、SEE＝評価）を取り入れ、新規・継続事業を含め、真に必要な事業を見極めるとともに、限られた財源の中で優先順位を付け計画的に行う。

③財政計画の樹立

めまぐるしく変化する国の政策に対応し実情に即した展望を図るためにも、毎年、中長期の財政計画をローリングし、長期展望にたった財政運営を行う。

第3部 基本計画

平成16年度から20年度の前期基本計画を以下のように定め、上天草市の行政施策を実現していく。

第1章 安心・快適な暮らしづくりへの挑戦

第1節 交流の活発化で進める教育・文化

地域を支える人材の育成や地域への誇りを高めることは、地域運営の根幹である。4町合併したその効果を活かし、多様な人材を、学校教育・社会教育・地域文化・スポーツの充実に取り組んでいく。

1-1 学校教育の充実

学校の安全性・快適性のために必要な校舎・体育館・プール等の整備を図っていく。また、国際化や情報化に即し、小中学校間の情報通信ネットワークを整備するなど、教育内容の充実を進める。

海の環境再生など、地域の特性を活かし、地域に学び地域で子どもたちを育む教育・環境教育に取り組んでいく。

市内高校での学科の増設要望をはじめ、通学利便性の向上や高等教育機関の充実により、地元通学率の向上を目指します。

さらに、県・大学の研究機関や企業の研修施設等と地元・高校との連携により、海を中心とする地域の特色を活かした学園地域形成を進める。

1-2 社会教育の充実

図書館・公民館・自治公民館の整備や公民館活動の支援によって、女性・青壮年・高齢者学級など生涯にわたる学習機会を多様に提供していく。

また、市域内での交流事業や人材活用、専門職員の配置によって学習内容の充実・学習機会の多様化を進める。

さらに、それらの根底として、すべての人が尊重されるよう人権教育を推進する。

1-3 地域文化の振興

新たな合併市としての広域的な観点から地域の歴史と文化を捉えなおし、振興を進める。その一方で、地元の文化を改めて大切にしていくために、旧町や13地区等の歴史・伝承等を掘り起こしていく。

指定文化財の保全や保護活動の充実にも取り組んでいく。

また、学芸員の配置を検討する。

1-4 スポーツ文化の振興

市民の健康増進やコミュニティーの充実に役割を果たすスポーツ活動充実のために、既存施設のネットワーク化や専門施設の整備を進め、併せてスポーツ団体の交流による活動活発化を支援していく。

さらに、スポーツ合宿の誘致や天草パールラインマラソン大会への参加等による広域からの集客や、地元スポーツの振興を目指していく。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 学校教育の充実	教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校施設の整備 (耐震性向上やユニバーサルデザインへの対応等) 教育内容向上のための学習環境の充実 市内小中学校間情報ネットワークの整備 少人数学級への対応 就学前教育振興プランの策定
	地域性を活かした教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人材や外国人教師を活かした総合的学習の推進・環境教育 学校運営協議会・学校評議員制度の活用 地元食材を活かした学校給食の仕組みづくり 奨学金支給制度の充実 他地域児童・生徒との交流事業
	高等教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市立上天草看護専門学校の看護大学への移行検討 市内高等学校の充実の要望 (学科の増設、通学利便性の向上等)
	海洋学園地域形成	<ul style="list-style-type: none"> 県水産研究センターや大学研究・研究機関等との連携・ネットワーク化
2. 社会教育の充実	地域教育力の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材情報の収集による人材バンクの設置とその活用 公民館の整備と専門職員の配置
	生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館の改修・整備支援と公民館活動の活性化 小学校の余裕教室の活用 既存図書館間のネットワーク化と司書の配置 女性、青壮年、高齢者等の各種学級講座の開催 市域類似団体間の交流事業 地域づくり推進事業や青少年海外派遣事業の実施 ボランティア活動の推進 家庭教育力の充実支援 海外・国内交流・研修制度 県立天草青年の家との連携
	人権・同和教育	<ul style="list-style-type: none"> 人権、同和教育の推進
3. 地域文化の振興	総合的振興	<ul style="list-style-type: none"> 総合文化祭の開催、団体間交流支援 文化協会の活動支援
	旧町や地区の歴史顕彰	<ul style="list-style-type: none"> 総合的学習との一体的取り組み等による歴史顕彰の推進 地区の祭りや伝統行事の継承活動の支援
	文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の保全 文化財保護活動の充実
4. スポーツ文化の振興	総合的振興	<ul style="list-style-type: none"> 総合スポーツ大会の開催、団体間交流支援
	スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い施設(弓道場・テニスコート等)の整備
	指導・推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 体育協会や総合型地域スポーツクラブ等の活動支援
	スポーツ合宿等の誘致	<ul style="list-style-type: none"> 複数のスポーツ施設をネットとしてのスポーツ合宿の誘致 広域との交流スポーツ行事の推進

第2節 各種連携での保健・医療の充実

健康保持は市民生活の基本であり、疾病の早期発見と普段の健康増進のための検診や指導・相談のシステム充実を、市内医療機関や保健所との連携と役割分担によって充実させていく。

とくに、上天草総合病院を核とした医療体制の高度化や救急医療の充実を広域との連携で進めていく。

2-1 健康づくりの推進

温暖な気候や健康によい海産物が豊富な地域特性を活かし、食生活などの生活習慣を見直すとともに、健康づくりの推進を図り、健康長寿の地域づくりを目指す。

2-2 保健予防の推進

各種保健・検診事業の充実を進めるとともに、専門的な保健師の育成・人材確保など、健康相談の充実や健康づくり意識の向上を図る。

また、福祉部門との連携によって、生まれる前から高齢に至るまでの健康管理システムの確立を目指す。

2-3 日常医療の充実

上天草総合病院はじめ市内医療機関の連携を進め、日常医療の充実を図る。

また、子育て支援の一環として乳幼児医療の充実を進める。とくにかかりつけ医（ホームドクター）を推奨していく。

2-4 救急医療の充実

救急医療の充実が望まれることから、市内医療機関の連携によって、休日の当番医制の充実を図る。

また、高次救急医療に関しては、広域的に連携して進めていく。さらに、高齢者など弱者に対しては、緊急通報システムの充実を図る。

2-5 国民健康保険事業の推進

国民皆保険の主旨に基づき、安心して医療が受けられるように、制度の運用を図る。

また、上天草総合病院や市内医療機関、保健・福祉との連携による各種検診・相談体制の充実など、普段の健康づくりと疾病発生の未然防止を図り、医療費軽減に努める。

施策小項目	施策区分	主 要 事 業 ・ 内 容
1. 健康づくりの推進	健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活などの生活習慣の見直し気運の醸成 ・ 市民健康まつり等の健康づくり事業 ・ 地区での健康増進環境の充実 ・ お年寄りの元気維持支援（筋力トレーニング等）
	健康管理増進施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理情報システム整備 ・ 保健センター等の整備
2. 保健予防の推進	保健・検診事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受診率の向上と検診項目の充実 (総合健康診査の実施) ・ 予防接種における個別接種事業の実施 ・ 個別健康教育の充実
3. 日常医療の充実	乳幼児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門医による乳幼児検診の実施 ・ 乳幼児医療費の助成
	老人医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人医療制度の啓発 ・ 通院の利便性向上のための公共交通機関の整備
	高度医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上天草総合病院の機能拡充
	へき地医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ へき地診療所の充実 ・ 上天草総合病院を核とした医師・歯科医師派遣
4. 救急医療の充実	救急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急患者搬送用ヘリポートの設置 ・ 休日当番医の委託事業 ・ 通報システムの充実
5. 国民健康保険事業の推進	制度の適正運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険加入の徹底と納入促進
	医療費軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト点検、訪問指導体制の充実

第3節 人材活用による福祉の充実

新たに設置する福祉事務所を核に、各福祉関連施設の情報の円滑な入手・広報や福祉関係者間の人材交流によって、福祉全般に関わる施設・人材の有効活用を図っていく。

また、人材交流の活発化や市域の拡大を背景に新規の社会福祉法人の設立や福祉に係わるNPO（民間非営利団体）やボランティア活動育成など、民間活力を活かした福祉・施設サービスの充実を支援していく。とくに、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が地域で相互に支えあう地域福祉の充実を『13地区のまちづくり』との連携により進めていく。

さらに、次世代育成支援対策法に基づく行動計画を策定し、その活用を図っていく。

3-1 地域福祉の向上

市民がそれぞれの役割のなかで相互に支えあい相互に尊重しあう地域福祉を、『13地区のまちづくり』と連携し各種福祉施設・機関との協力のもとに行っていく。

とくに、民間活力を活かすためボランティアや社会福祉法人等の活動支援と福祉関連NPOの育成を進める。

また、多くの市民が利用する施設整備に関しては、幅広くユニバーサルデザインを推進していく。

3-2 児童福祉の向上

子育て支援に関する各種制度を活用して、地域全体で子育てを支え、子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。

子育て支援グループ・団体間の交流を促進することによって活動の活発化を図る。

3-3 高齢者福祉の向上

在宅介護支援センターの効率的運用を図る。

また、生活に密接な地区で、高齢者が子供との交流や地元の伝統行事・郷土料理の伝承など社会的な役割を果たすなかで、生きがいと健康を保てる在宅・地域福祉を進めていく。

とくに、グループハウス設置運営による一人暮らし高齢者の自立支援を図っていく。

施策小項目	施策区分	主 要 事 業 ・ 内 容
1. 地域福祉の向上	地域で支えあう仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所設置によるサービスの充実 ・ 13地区のまちづくりとの連携 ・ 余裕教室・空き家・公民館等を活用した地区福祉活動拠点の整備 ・ 地区社会福祉協議会活動の推進 ・ 民生委員活動の充実 ・ ボランティア活動のネットワーク化等の推進 ・ 社会福祉法人や福祉NPOとの協力体制整備
	制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種助成・年金支給等の活用
	ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共公益施設及び公共空間の改修事業（地区住民による点検事業） ・ 情報・サービス等幅広い分野でのユニバーサルデザイン推進
2. 児童福祉の向上	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当支給事業 ・ 子育て支援センターの設置、支援グループ間交流による活動活性化支援 ・ 子供交流イベントの実施
	保育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ シルバー人材センター等と連携した学童保育の充実 ・ 保育事業の推進（延長保育・休日保育等）
3. 高齢者福祉の向上	在宅福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅老人福祉事業（生活支援・介護予防事業） ・ 基幹型・地域型在宅介護支援センターの効率的運用
	福祉関連施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム等の整備と充実 ・ 住宅改造への支援（助成・相談等） ・ 老人福祉センター等の整備と充実
	地域支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループハウス等建設によるモデル的住まい方の充実 ・ 子供達との交流事業促進 ・ シルバー人材センターの充実

3-4 障害者・障害児福祉の向上

地区まちづくりを進めるなかで障害者・障害児が地域で安心して暮らせる仕組みづくりを市民との連携のなかで進める。とくに、ユニバーサルデザインのための各種公共施設・公共空間の点検・改善に取り組む。

また、自立を様々な支援できる体制を、新市発足による施設・人材の有効活用によって進める。

3-5 母子・父子福祉の向上

ふれあいイベントの実施や各種相談体制の充実によって、経済的自立をはじめ社会的な自立を支え、安定した家庭生活を支援していく。

3-6 低所得者福祉への対応

専門的な生活相談・指導の体制の充実を図り、複雑多様化する個別事情に適切に対応していく。

その上で、各種援護措置の適切な運用を進め社会的自立の支援を進める。

これまで4町が個別に管理していた既存公営住宅の一元的な入退去管理によって、安心して住める住宅の確保を進める。

3-7 介護保険への対応

被保険者が適切な情報のもとに介護内容の自己選択・自己決定ができるよう市内介護保険情報の総合化を進める。

また、介護者そのものを支援する相談体制や支援センターの設置運用を進める。

3-8 少子高齢化への対応

エンゼルプラン、老人保健福祉計画に沿って、総合的な少子化対策、高齢化対策に取り組む。

特に次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画を策定し、その計画に基づききめ細かな対応を図っていく。

一つに、学校終了後の小学校低学年の子どもの居場所を確保し、遊び場を提供する放課後学校（学童保育）の充実も図っていく。

3-9 年金事業の啓発

制度の普及啓発による対象者への適切な完全適用を進める。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
4. 障害者・障害児福祉の向上	支援制度の推進	・ ホームヘルプサービス等の障害者福祉事業の推進
	支援施設の設置・運営	・ 授産施設・小規模作業場及びグループホーム等の自立支援施設の設置
	精神障害者福祉	・ ホームヘルプサービス等の推進
5. 母子・父子福祉の向上	支援の仕組みづくり	・ ふれあいイベントの実施 ・ 民生児童委員等の相談体制の充実
	各種制度の活用	・ 医療費助成事業 ・ 各種福祉資金貸付制度の活用
6. 低所得者福祉への対応	支援の仕組みづくり	・ 民生委員等の相談体制の充実
	各種制度の活用	・ 各種制度の有効・適正活用 ・ 市営住宅の入居斡旋
7. 介護保険への対応	支援の仕組みづくり	・ 相談体制充実（専門性の向上等）による制度の浸透と活用促進 ・ 痴呆型グループホーム等の拡充支援
	民間事業者への支援	・ 効率的・効果的活動のための施設・職員体制充実等への必要な支援
8. 少子高齢化への対応	少子化対策	・ 次世代育成支援対策による市町村行動計画の活用 ・ 放課後学校（学童保育）の充実 ・ エンゼルプランの推進
	高齢化対策	・ 老人保健福祉計画の推進
	高齢者の交通安全対策	・ 高齢者に対する意識啓発活動の推進 ・ 高齢者に配慮した生活道路の整備
	交通安全教育の充実	・ 子ども、高齢者等に対する交通安全教育の推進 ・ 交通安全教育指導者等の育成および支援
9. 年金事業の啓発	制度の周知	・ 未加入者の把握と加入相談の促進

第4節 合併効果を引き出す連携・交流の促進

合併による市域内外での多様な交流活動の質・量的な転換は市民生活や産業活動に新しい可能性を開いてくれる。

地域内での各種情報の円滑な流れをつくり、地域人材や施設の有効な活用、相乗的な活動など合併効果を幅広く波及させていく。

4-1 域外・県際・国際交流の推進

在京・在阪出身者との交流をはじめ、国内・海外交流を進め人材の活性化を図る。さらに、海を存立基盤とする本市の特徴を活かすためにも、環境保全・海の再生を基本とする環有明海・環不知火海地域との交流を進めていく。

4-2 男女共同参画社会への対応

地域運営の基本として多様な人材が活かされることが必要であり、男女が対等な構成員として社会のあらゆる分野で共に活躍できる社会の実現を進める。

4-3 地域情報の充実

高速通信網の整備を進めることによって、各種ネットワークシステムの有効活用を促進する。

また、市域内の人材や産物・各種施設等の地域情報を一元的に収集し、人材の結びつきを強化することで、電子自治体の構築を図り、市民の各種ニーズへの対応、さらに地域資源の有効活用を進めるなど情報・人材を組み合わせ調整を行う仕組みを整えていく。

具体的には、住民情報の電算化とネットワークの運用・活用を図る。

4-4 情報・通信環境の整備

テレビの難視聴地区解消のための共同アンテナ等の整備を進める。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 域外・ 県際・国際 交流の推進	地域出身者との 交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東・関西方面の本地域出身者との交流事業のなかで、本市農林水産物の直販等の推進やUターン・Iターンの推進
	人材育成のため の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内・海外研修等による人材育成事業 ・ 姉妹都市等との交流促進 ・ 県立天草青年の家との連携
	戦略的な交流 促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海の環境保全をめざしての環有明海・環不知火海地域との交流促進
2. 男女共 同参画社会 への対応	行動計画の策 定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進懇話会の設置 ・ 行動計画策定と推進
3. 地域情 報の充実	通信基盤の整 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民情報の電算化 ・ 地域情報の収集・蓄積・加工・発信のシステム整備 ・ 公共施設間情報ネットワークの整備
	情報の有効活 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種情報のコーディネート（組み合わせ・調整）機能を持つ組織を民間の協力を得て整備 ・ ボランティアネットワーク等の有効活用 ・ 遊休農地や空き家等の貸して・借り手の仲介
4. 情報・ 通信環境の 整備	難視聴地区の 解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同アンテナ等の整備支援

第2章 生きがいある働き場づくりへの挑戦

第1節 海をテーマとしての産業振興

基幹産業である農林水産業の振興を図る。

また、本市の最大の資源である海を活かし、海的环境保全・再生と関連させての新規産業振興や一次産業と関連づけた工業・商業・観光業の振興を図っていく。

とくに、有明海・八代海の双方に面する本地域の特性を発揮して、熊本都市圏や福岡都市圏等をはじめ全国の都市部との交流による観光業は、今後、本市の諸産業を牽引するものとして期待され、その振興を進める。

1-1-1 農業の振興

農業マスタープランの施策方針に基づき振興を図っていく。

農道等の基盤整備を進めるとともに、生産技術・加工・出荷体制の充実、経営管理能力の向上を促進する。

また、観光業振興や地元消費推進とあわせた安全・安心な農産物生産体制を目指す。

1-1-2 林業の振興

林道改良等の基盤整備を進める。また、地場産材の活用促進を図る。

1-1-3 水産業の振興

海洋環境の回復を水産業振興・地域振興の基本と位置づけ取組みを進める。

とくに、養殖・栽培漁業の振興と海の汚染防止、環境回復との両立を図る取組みの研究開発を、県の水産研究センター等と連携して進めていく。

1-1-4 一次産業の総合的振興

農林水産物の地元消費による域内循環や、観光と連携した販路開拓・ブランド化など総合的振興に取り組む。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	
1・農林水産業の振興	農業の振興	農業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・農業マスタープランの活用 ・農地保全・農道整備、用水確保等 ・中山間地域総合整備事業
		経営強化	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業等による安全な食べ物の生産 ・営農支援体制の強化 ・畜産振興事業（天草黒牛ブランド確立等） ・中山間地域等直接支払い交付金
		農地流動化	<ul style="list-style-type: none"> ・農地銀行等による農地流動化の推進
	林業の振興	林業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・林道整備事業 ・治山事業（保安林の維持）
		経営強化	<ul style="list-style-type: none"> ・造林事業 ・森林整備地域活動支援交付金制度の運用
	水産業の振興	海の再生と連動した振興	<ul style="list-style-type: none"> ・竹炭等による海の環境再生活動 ・養殖場からの廃棄物抑制（水産研究センターとの連携等）
		水産業基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁場整備 ・漁港整備
		経営強化	<ul style="list-style-type: none"> ・稚魚放流事業
	一次産業の総合的振興	付加価値の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・農産品、海産品の地元生産、地元消費推進 ・農林水産特産品、加工品の開発支援 ・物産館と連携した販路開拓、商品のブランド化研究
		観光客（地域外人材）の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・海、山の資源を結びつけた滞在型・体験型観光の推進
		海岸整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した農地海岸・漁港海岸の整備

1-2 工業の振興

既存事業所の活動を支援するとともに、環境再生が求められる有明海と八代海に面する地域特性を活かして、FRPリサイクルの技術開発とリサイクル産業など環境再生型産業等の新規企業誘致や地元からの起業化促進を行う。

1-3 商業の振興

基本的な取組みとして、商業地の安全性・快適性・利便性向上等の環境整備と、商業の活性化を進める。

とくに、地域密着型の「安全安心な農林水産物の提供」と「顔の見える商業」が食品安全性が求められる社会状況や高齢社会のなかで必要とされており、その推進を図る。

1-4 観光・レクリエーションの振興

地域の歴史・風土に基づいた物語性や、地域住民との交流を背景とする特色のある観光、さらに、海や山を活かした観光（環境再生の取組みも含めて）魅力の充実など、観光産業に係わる市民だけでなく農林水産業や健康・保養に関連づけて家族滞在型観光の

とくに、市域内観光情報の収集と発信、観光案内所や観光案内板を充実し、情報端末の設置など、きめ細かく「もてなしの仕組み」を整えていく。

海外観光客とくに韓国からの誘致を図るため、さまざまな企画を立てていく。

1-5 地域振興拠点の整備

水産業・農林業、健康・保養関連産業等と関連づけた複合的な地域振興拠点を設定し、ソフト・ハードの充実を図り、地域振興への波及効果を高めていく。

1-6 就業支援体制の充実

各産業の振興を目指し、後継者・担い手育成を支援していく。

また、地域内情報の収集をもとに、新規就業者、Uターン者への就業支援・住宅斡旋等を含めた受け入れ体制づくりを進める。

1-7 産業関連団体の支援

各種団体の合併・体質強化・担い手育成事業などを支援していく。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
2. 工業の振興	新規技術開発	・ FRPリサイクル技術などの研究開発とリサイクル産業の育成
	企業誘致の推進	・ 海をはじめ地域全体の魅力・特性を活かした企業誘致（リゾート型オフィス等）
3. 商業の振興	商業地の環境整備	・ 歩道、ベンチ、植栽等整備
	商業の活性化	・ 中心市街地活性化計画策定 ・ 商工会活動支援
	消費者保護	・ 苦情相談体制の充実
	海運業の振興	・ リサイクル関連産業等と関連づけた振興
4. 観光・レクリエーションの振興	観光施設の整備	・ 自然景観や文化財などの観光資源の環境整備
	もてなしの仕組みづくり	・ 地元ボランティアガイド、指導者の育成 ・ 市域内観光情報の収集・発信（観光案内所設置） ・ オンラインシステムによる観光情報端末の配置 ・ 観光案内板の充実・サイン等の景観誘導 ・ 花のもてなし事業（市民の協力による全市花いっぱい運動の推進） ・ ビジターセンターの機能充実 ・ 海外からの観光客の誘致
	家族滞在型観光の推進	・ ブルーツーリズムやグリーンツーリズムの受け入れ態勢の整備（モデル地区での試行事業） ・ 樋合マリプロジェクトの推進 ・ 観光資源のつながりづくり（再点検事業） ・ 広域観光ルートづくり
	祭り・イベント	・ 広域から集客するイベントの拡充
5. 地域振興拠点の整備	ソフト・ハードの一体的整備	・ 宮津、樋合、文化の里、白嶽、龍ヶ岳等でのソフト・ハードの総合事業
6. 就業支援体制の充実	起業化支援	・ 起業化支援事業（相談・助成）
	総合的支援	・ 市域内求人・求職情報の収集・発信 ・ 新規就業者・Uターン者への就業・住宅斡旋等の受け入れ体制整備（関西・関東等への情報伝達）
7. 産業関連団体の支援	総合的支援	・ 各種団体の合併や担い手育成事業の支援

第3章 責任ある環境・基盤づくりへの挑戦

第1節 都市基盤の整備

市域全体および各地区でのマスタープランづくりを市民・住民参加で進める。

そのうえで都市計画法制度など各種制度・事業を適切に活用し、市民生活・産業活動を支える土地利用・交通体系、供給処理施設等の都市基盤整備をユニバーサルデザインの観点で進める。

1-1 適切な土地利用の推進

市域を有効かつ高度に利用していくために、各種土地利用制度によって乱開発の防止や土地の有効活用を進める。

とくに、市制施行にともなう都市計画区域・用途地域の指定や都市計画事業の導入を検討していく。

また、地域住民が地元の土地利用動向を把握し適切に管理していく仕組みを地区まちづくりのなかで整えていく。

1-2 道路・橋梁の整備

市域内の円滑な交通流動を促すために、『域内30分構想（市域各所から中心部まで30分で移動可能とすること）』に基づき、道路整備を進める。

また、広域交通網の充実のため、熊本天草幹線道路、国道266号等の整備促進、さらに八代・天草架橋構想の実現を国、県に要望していく。

とくに交通事故の減少を目標に、交通安全施設の設置を進める。通学路の標示を明確にすることで、通学路の安全を確保し、生活道路での歩行者の安全確保に取り組む。

1-3 河川・海岸等の整備

島しょ部という厳しい地域条件を勘案し、安全で安心な水環境の整備に向け、生態系に配慮し自然との調和を図った河川・海岸等の整備を進めていく。

1-4 公共交通機関の整備

既存のバス路線の見直しや航路の存続を図るとともに、バス停、定期船待合所の快適性向上を進める。とくに、高齢化が進むなか、各種公共施設や病院・福祉施設をむすぶ市内循環コミュニティバス等の運行を検討する。

1-5 港湾の整備

海でつながる本市の交通の拠点であり、また地域の顔となっている各港湾の安全性、利便性、快適性向上を進めていく。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 適切な土地利用の推進	各種制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用や都市基盤整備に関するマスタープランの策定 国土利用計画法に基づく市域内の土地利用計画策定 土地利用調整基本計画の策定 都市計画制度の導入検討 農業振興地域の整備に関する法律・自然公園法等の適正運用
	土地利用動向の監理	<ul style="list-style-type: none"> 遊休地の有効活用や乱開発防止等土地利用の監視システムの整備
2. 道路・橋梁の整備	市域内主要幹線整備	<ul style="list-style-type: none"> 市道認定と整備事業（域内30分構想の推進）
	国道・県道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 国道266号他、国道・県道整備の早期実現
	広域幹線の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熊本天草幹線道路（地域高規格道路）建設促進 八代・天草架橋構想の実現促進
	交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 通学路等への安全施設設置 通学路の標示 歩道整備、街灯の設置 ガードレール等の諸整備
3. 河川、海岸等の整備	防災・環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全事業 河川改修事業 河川総合開発事業等
4. 公共交通機関の整備	既存路線・航路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 地方バス運行等特別対策事業（生活路線バスの確保） 定期的航路の確保 市内循環コミュニティバスの運行
	利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> バス停整備事業 定期船待合所整備事業
5. 港湾の整備	地方港湾整備	<ul style="list-style-type: none"> 県事業の推進要請
	その他港湾の整備	<ul style="list-style-type: none"> 改修事業、背後地整備事業等

1-6 上水道の整備

上天草宇城水道企業団による水道用水供給（水道用水供給事業）に併せて、関連する新市管理水道施設の整備を進めるなど安定した水道用水確保に取り組む。

また、上水道・簡易水道事業については、水道事業経営や管網の統合によって一元的な管理運営を進め、効率的・安定的な給水体制を確立する。

また、老朽化している施設の改修に順次取り組む。

1-7 生活排水処理施設の整備

生活の快適性向上とともに、河川・海の汚染防止の観点から、下水・し尿処理を推進していく。

それにあたっては、国立公園内であることから、特定環境保全公共下水道事業や、市街地密度の低いところでの農業集落排水事業、漁港背後集落での漁業集落環境整備事業、さらに、個人の合併処理浄化槽設置への助成等を適宜組み合わせを進めていく。

し尿の衛生的処理のための処理施設を適切に維持管理していく。

1-8 公園・緑地の整備

市民生活の潤いのため、また観光地としてふさわしい都市環境形成のため、災害時の避難場所ともなる基幹公園や親水公園や地区公園、ポケットパーク等の整備を進める。

とくに、子育て環境の充実や高齢者と子供との交流など集会施設等との関連を重視した設置・運用を図る。

また、市民の協力を得て花いっぱい運動を進め、全市公園化を目指していく。

一方で、今あるさまざまな形の公園を改めて見直し、もっと利用しやすい形態への転換を図っていく。

さらには、最も身近で、施設としても充実している学校施設（校舎・校庭・遊具）の開放も有力な公園づくりの手法としての施策も研究していく。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
6. 上水道の 整備	安定した水供給体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道管網の統合による一元管理と安定供給の推進 ・ 水道用水供給事業に関連する上天草市監理水道施設整備事業 ・ ダム事業
	給水事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道、環に水道使用料の適正化検討 ・ 老配水施設・配管等の更新
7. 生活排水 処理施設 の整備	環境に配慮した処理計画の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地・集落状況に即した生活排水処理計画策定および広報啓発
	処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定環境保全公共下水道 ・ 農業集落排水事業 ・ 漁業集落環境整備事業 ・ 地域し尿処理施設設置事業 ・ 特定地域生活環境排水処理事業 ・ 合併処理浄化槽設置助成事業
	し尿の衛生的処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上天草衛生施設組合への継続加入 ・ 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進
8. 公園・緑地 の整備	整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親水公園、地区公園、ポケットパーク等公園整備事業 ・ 学校施設の開放を手法とする公園化への研究
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活に密接な清掃ボランティア等の育成 ・ 花いっぱい運動による全市公園化の推進 ・ 現存する公園施設（遊具など）の再配置や補修

第2節 身近な単位での生活環境の整備

防災・防犯をはじめ、住宅・住環境整備、供給処理の充実など生活環境の整備に取り組んでいく。

2-1 消防・防災体制の充実

昭和47年7月災害を貴重な教訓として危険箇所における防災対策の推進、常備・非常備消防の充実を図るとともに、地区での自主防災を進めるための意識啓発や組織の再編・充実・育成、活動支援に取り組む。

さらには、広域消防での本署機能としての施設（車両配置含む）の充実を図っていく。

また、防災行政無線の整備などを進める。

2-2 安全・安心なまちづくりの推進

防犯灯の設置など必要な整備を行うとともに、地域全体で犯罪発生を未然に防止するための防犯意識の徹底（住民の顔の見える地域社会づくり）と、生活安全条例の制定等を図る。

2-3 住宅・住環境の充実

住宅マスタープランを定め、宅地供給や市営住宅供給、民間住宅供給支援など、地域の実情にあわせた住宅施策を進める。

都市計画制度の導入による土地区画整理事業・宅地造成・分譲事業の検討や、遊休農地の活用等によって、良好な宅地の供給を進める。

あわせて、若者定住やUターン受け入れ等を目的とした公営住宅等の供給を地域配置を考慮して進める。

また、既設の老朽公営住宅の改善を計画的に行うため、公営住宅ストック総合活用計画を定める。

2-4 ごみ処理体制の確立及び施設整備

住民の理解と協力を得て、ごみの分別によるリサイクルの推進、さらにごみの減量化により循環型システムの確立に取り組んでいく。

また、ごみ処理体系（施設等）については、広域連合での整備を進める。

2-5 地域・生活関連施設の整備

市民生活に最も密接な生活道路の整備を地区まちづくりと連動して進める。

共立斎場の施設更新を進める。生活に密接な基幹排水路の整備に順次取り組む。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 消防・防災 体制の充実	常備消防の 充実	<ul style="list-style-type: none"> 天草広域連合としての事業推進 本署機能の確保及び施設（車両）の充実
	非常備消防の 充実	<ul style="list-style-type: none"> 組織の再編による支援体制の強化 団員の確保と技術の向上 消防団拠点施設等の整備及び装備の充実
	危険箇所の 防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 防災計画の整備・防災マップ等の作成 避難路の確保 急傾斜地崩壊対策、落石防止、高潮対策、治山・治水
	防災組織及び 施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線施設整備 地区ごとの防災意識の醸成・自主防災組織の充実・育成 幼少年婦人防火クラブの育成
2. 安全・安心 なまちづく りの推進	防犯施設の 整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯設置事業の推進 公共空間における犯罪発生防止のための環境整備
	防犯意識の 高揚	<ul style="list-style-type: none"> 子ども110番の家の設置 地区防犯協会活動の強化 地域ボランティアの育成 生活安全条例の制定
	交通安全意識 の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全キャンペーン等
	暴力団の排除	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事からの暴力団排除（不良不適格業者の排除） 公共施設からの暴力団排除 行政対象暴力の排除に関する条例の制定
3. 住宅・住環 境の充実	住宅等の 供給・改善	<ul style="list-style-type: none"> 住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画の策定 公営住宅の建替え及びストック総合改善事業の実施 土地区画整理事業・宅地造成・分譲事業
	民間支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向け優良賃貸住宅等の支援 高齢化対応住宅改造支援
	市民による自 主的整備の支 援	<ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくりの中での住環境整備活動（地区ウォッチング等） 花づくり、生け垣等の設置支援
	住環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> 野犬対策事業 墓地環境の整備
4. ごみ処理体 制の確立及 び施設整備	ごみの適正処 理	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合による処理推進 ごみの不法投棄防止
	ごみの減量化 リサイクルの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ分別事業 資源ごみリサイクル事業 生ごみ堆肥化事業の推進 マイバッグ利用等の消費者学習会
5. 地域・生活 関連施設の 整備	生活道路の整 備	<ul style="list-style-type: none"> 離合場所や街灯の整備
	火葬場運営	<ul style="list-style-type: none"> 施設更新
	排水路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 基幹排水路環境整備事業

第3節 海の再生と自然環境の保全

有明海・八代海の海洋汚染防止、自然環境の回復を目標に、関係地域とも連携しながら、地球温暖化防止にも配慮し、市域全体での環境保全に向けた取組みを進めていく。

とくに、家庭・事業所をはじめ『“みず”から始める環境保全構想』にもとづき地区単位での取組みを支援し、あわせて『海洋保全・研究構想』の一環として広域とも連携した取組みを進める。

3-1 身の回りの環境保全

海の再生は本市の主要課題であるため、環境基本計画を策定し、家庭・事業所・地区等を単位として、地域一体となった取組みを推進していく。

とくに公共下水道や農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置等を進めていく。

また、小学校等での環境保全活動を基にしたモデル地区を指定し、推進方策の確立を目指すとともに、環境保全に取り組む民間活動の支援を進める。

さらに、EM菌を利用した環境浄化や廃油石鹸利用による環境にやさしい生活を推進していく。

一方で、国による有明海及び八代海再生特別措置法の事業、あるいは八代海北部沿岸地域創造会議などの環有明海・環不知火海を取り巻く広域的な取組みへも、さまざまな形で参画していく。

近年問題となっている観光つり客のマナーアップ作戦も、海を護る大きな要因である。

3-2 水辺の環境保全

多様な生態系を確保するという観点から河川・海岸の保全対策に取り組む。既存護岸の改修についても、多自然型工法の採用により自然環境の回復に努める

3-3 森林の維持活用

生態系に配慮しながら松くい虫の防除に取り組むほか、海の再生とも密接な森林の公益的機能を維持するため、必要な除間伐等を進める。

3-4 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、家庭・事業者等と連携して温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進するとともに、市の事務・事業における温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定する。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容
1. 身の回りの 環境保全	海の環境再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民みずからの環境保全意識の高揚 ・ EM菌や廃油石鹸での環境にやさしい生活の啓発 ・ 家庭・事業所排水処理の徹底 <p style="text-align: center;">(公共下水道・合併処理浄化層の設置促進等)</p>
	地域一体となった取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画策定とそれに基づく事業の推進 ・ 地区指定によるモデル事業の推進 ・ 各地区での責任ある環境保全活動の支援 ・ 環境保全に係わるグループ・団体の活動支援 ・ 観光つり客のマナーアップ作戦
	広域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究機能を充実させた海洋博物館の整備 ・ 環有明海・環不知火海地域と連携した海の浄化に関する取組み ・ 有明海及び八代海再生特別措置法に則った事業への参画
2. 水辺の環境 保全	河川・海岸の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・海岸の保全対策 ・ 多自然型工法の採用
3. 森林の維持 活用	公益的機能の 維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除間伐事業等の推進 ・ 保安林の維持（治山事業） ・ 松くい虫防除事業
	森林活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然歩道設置等による森林浴の推進
4. 地球温暖化 対策の推進	温室効果ガス 排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策地域協議会の設置 ・ 実行計画の策定

第4節 行財政の新しい仕組みづくり

合併を契機として行財政の一層の効率化を進める。

なお、行政と市民との連携をより密にするとともに、市民と行政との適切な役割分担と協働のまちづくりのため、13地区を目安とした支所機能・地区まちづくり拠点整備を行っていく。

4-1 住民参加活動の推進

公民館活動との連携のなかで『13地区のまちづくり』を支援していく。

4-2 広報・広聴活動と情報公開の推進

住民と行政との双方向のコミュニケーションを図ることを目的として、広報紙発行の充実や高度情報通信機器の徹底も併せた条例制定など、必要な取組みを進める。

4-3 行政運営の効率化

電算システムや高度情報通信機器の活用、定員適正化計画の策定およびその公表により行政サービスの効率化を進める。

あわせて、窓口サービスを充実し、住民の利便性の向上を図る。

とくに、13地区を目安として住民に身近な行政サービスを提供するとともに、地区での住民によるまちづくり活動を支援する、(仮称)まちづくりサロンを設置する。なお、事務事業の中で、民間委託が効率的な事業の精査、民間活用型の公共事業であるPFI方式の導入を検討していく。

さらに、施策の実施状況、達成度を客観的に検証し、住民に公表するなど、政策評価の導入を図る。

行政改革へ取り組み、行政と財政のより一層の効率化を目指していく。

4-4 財政運営の効率化

合併による財政効果をより発揮していくため、事務経費の支出削減を図っていく。

また、公共施設の有効活用を図り、管理運営費を抑制していく。

施策小項目	施策区分	主要事業・内容	
1. 住民参加活動の推進	地区まちづくり推進	<ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくり支援のためのまちづくりサロンの設置 (多目的集会施設等) 自治公民館を利用した交流場所づくり 公民館活動、地区まちづくり活動のネットワーク事業 	
		情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開に向けてのシステム整備
		広報紙の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民情報員等の市民編集推進
2. 広報・広聴活動と情報公開の推進	情報機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> インターネット放送局設置の検討 	
	3. 行政運営の効率化	行政サービス機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> 本庁、支所、主張所等の施設整備 定員適正化計画策定 行政情報システムの構築 (GIS〔地理情報システム〕等) 窓口サービスの充実 行政改革の推進
		事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 民間委託やPFI事業(民間活用方式での公共施設整備)の検討 合併に伴う事務事業の見直しの推進 政策評価の導入
広域行政の推進		<ul style="list-style-type: none"> 天草広域連合事業の推進 	
4. 財政運営の効率化	事務経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> 合併効果による人件費の削減と事務事業の見直し 	
	健全財政の維持	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例債の有効活用と新規公債の抑制 公債の繰り上げ償還および借りかえの推進 	

第4章 重点プロジェクト

基本施策とともに上天草市の今後の重点プロジェクトを示し、その実現に向かって各部・各課が連携して取り組んでいく。

第1節 医療環境の充実とともに一人暮らしのお年寄り生活安心構想

(目的)

一人暮らしの高齢者も地域で安心して暮らせる地区づくりを進めて行く。各地区に、住まいのモデルとなる住宅を建設して、安心して暮らせる住まいの充実を図り、併せて医療環境の充実を図る。

(内容)

現在、上天草市には約1,200人の一人暮らしの高齢者が居住しており、今後もますます増えてくることが予想される。こうした高齢者の方々も安全快適に地元で暮らしていけるように、既存市営住宅や民間アパート、空き家等を活用したグループハウスの整備を進める。基本的には、13地区にそれぞれ10人程度が共同で暮らすことができるグループハウスをつくり、各地区の暮らし方のモデルとしていく。その際、できるだけ各地区で特徴のある、特徴を活かしたつくり方や運営としていく。

あわせて、医療環境の充実を進める。上天草総合病院の機能拡充等を進めるとともに、地区拠点とのネットワーク化、病院までの移動手段などの向上（グループハウスから乗合バスで病院へ向かう）を図る。また、グループハウスに近所の高齢者にも集まってもらい、健康相談なども実施していく。

(効果)

今後、高齢者世帯が増えてくるなかで、その方たちが地元で安心して暮らし続けることができる。また、各地区にモデル的な住まい方を示すことで、民間住宅の質の向上にも寄与する。（建て替え時にバリアフリーとするなど。）

さらに、医療環境の充実を図り、一人暮らしの高齢者と小学校児童との交流や、自身の生き甲斐としての菜園づくりなど、高齢者が心身ともに健康に暮らせる環境を整備する。

(主管)

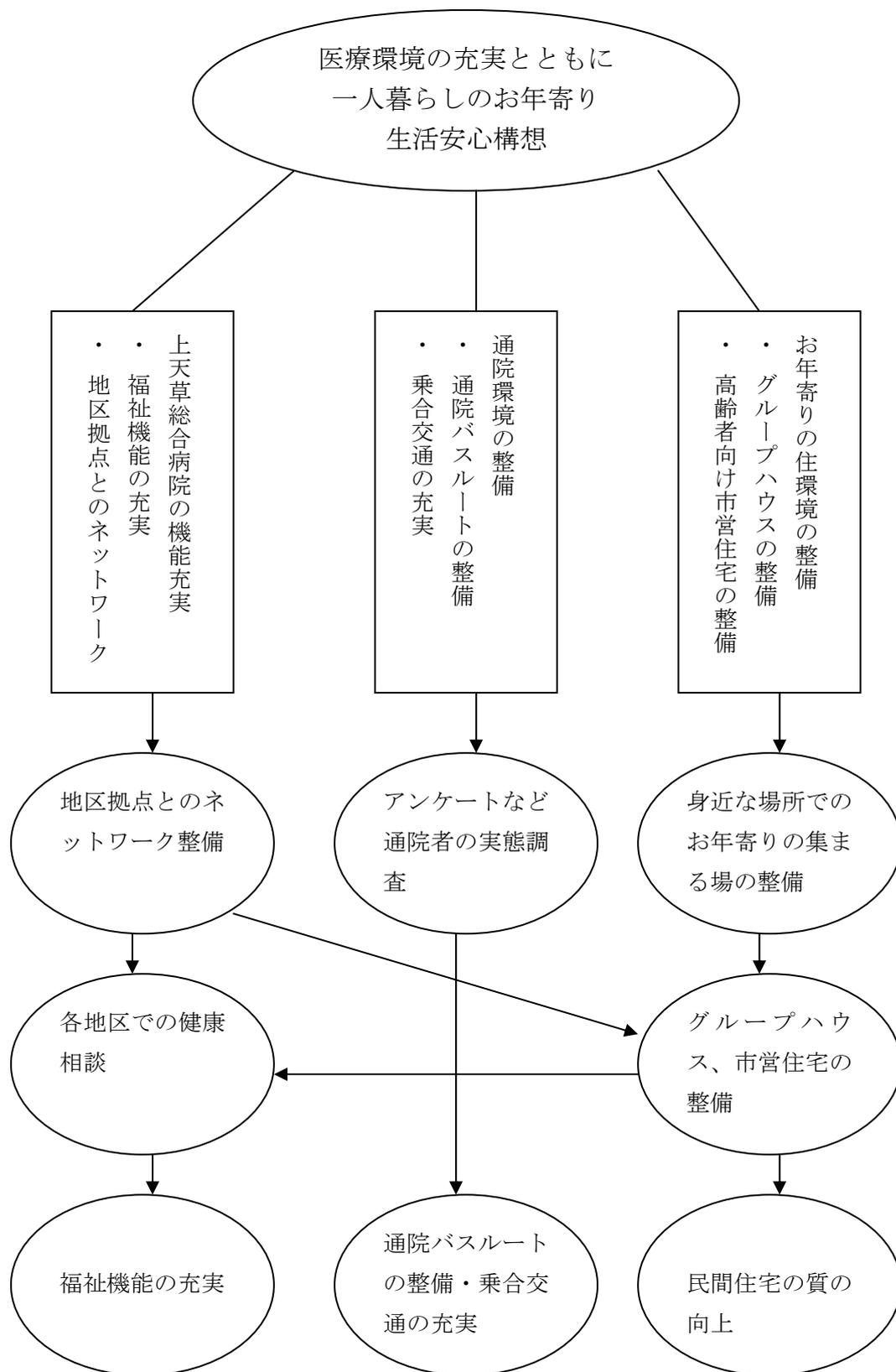
健康福祉部（福祉課・保健課・介護保険課）

上天草総合病院

建設部（建設課・都市計画課・下水道課）

企画観光部（企画政策課・商工観光課・情報推進課）

(フロー図)



第2節 高校生地元通学倍增構想

(目的)

親元から地元高校へ通えるような環境を充実させることにより、教育費負担の軽減、若者定住の促進、将来における地域の担い手の育成を図る。

また、地元進学にも多様な可能性を感じられる環境を整え、高校生の地元定着率を高める。

(内容)

市内の大矢野高校、松島商業高校について、地元の子どもたちが行きたいと思う活気あふれる学校となるように、地域のニーズを反映した様々な新コースの設置や高校に隣接した寮（寄宿舎）の整備などを県に要望していく。

また、市として各種助成制度の充実や研修派遣制度の創設、高校の新コースと関連した専門学校や大学の学部誘致などの支援施策を推進していく。

あわせて、通学の手段および安全の確保として、通学バス運行の充実や通学路の整備などの施策に取り組んでいく。

(効果)

教育費保護者負担が軽減できる。現在、熊本市内などに居住して高校に通っている生徒600人（3学年合計）の半数約300人を地元に残れるようにする。仮に市外に居住している生徒一人当たりにつき年間100万円の教育費保護者負担があるとした場合、約3億円が軽減できる。

また、地元定着率が高まることで、活気が生まれ、将来において本市を支えていくための人材育成、人間関係の構築ができる。さらに、海運業や農漁業等の後継者が生まれる環境が整う。

(主管)

教育委員会（学務課・生涯学習課・スポーツ振興課）

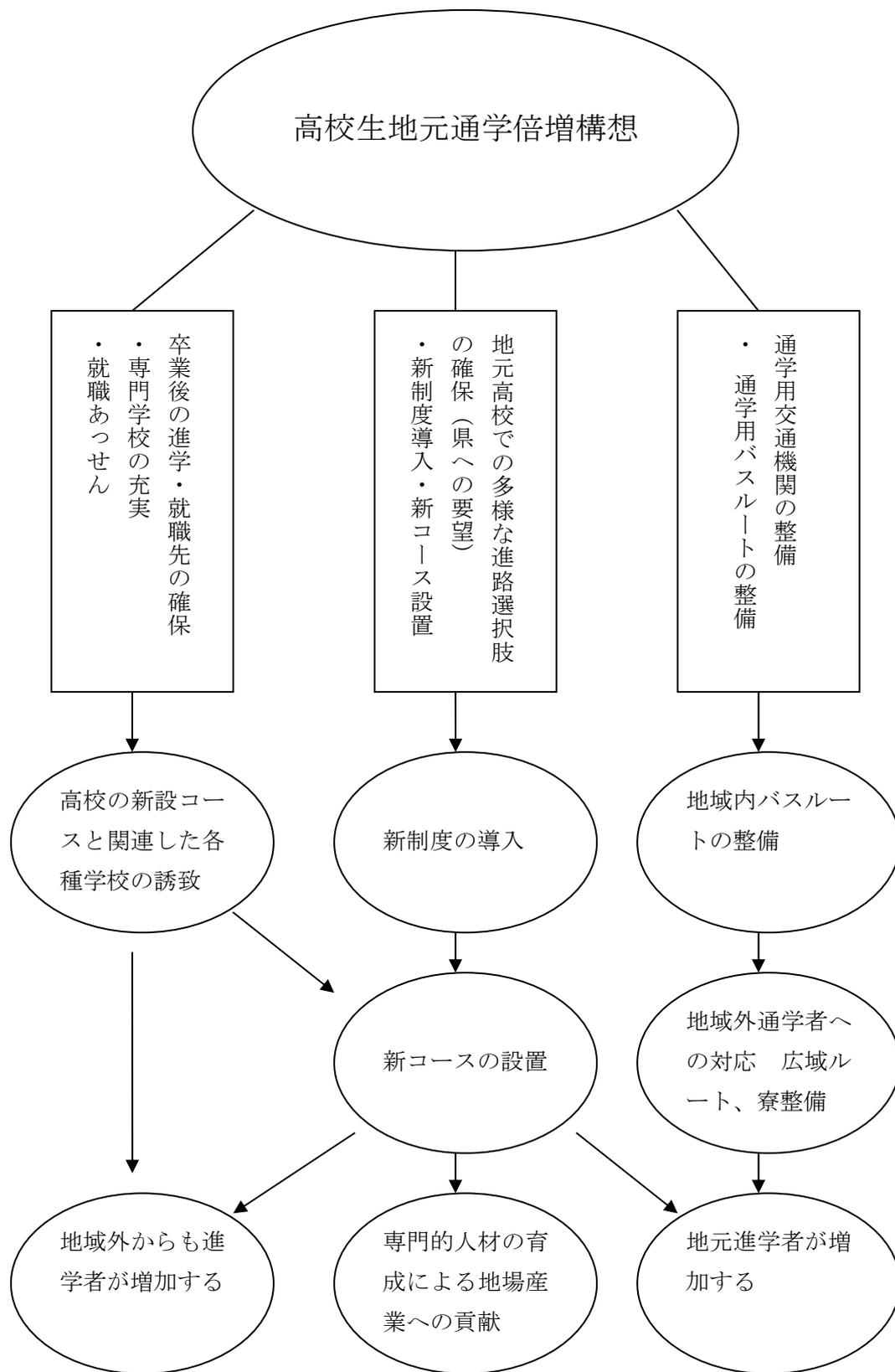
建設部（建設課・都市計画課・下水道課）

農林水産部（農林課・水産課）

健康福祉部（保健課・介護保険課・福祉課）

企画観光部（企画政策課・商工観光課・情報推進課）

(フロー図)



第3節 Uターン者受け入れ構想

(目的)

ふるさとへUターンを希望する人を受け入れていく。

(内容)

Uターンの受け入れ体制を整え、積極的に希望者を受け入れていく。基本的には、各地区でそれぞれ働く場や住宅を確保していく。働く場の確保については、後継者が不足している地場産業（農林水産業）への就業支援を行い、専門的な人材を育成する。また、住宅の確保については、受け入れ条件を整理し、地場産材や空き家を活用した住宅を整備する。

さらに、就職情報・住宅情報を集約した総合窓口を設置し、Uターン希望者への情報を提供していく。各地区で年間3組を受け入れていき、年間100人の受け入れを目標とする。

(効果)

Uターン者が増加することによって専門的な人材が育成され、地場産業の振興を図ることができ、地域の活性化につなげていく。

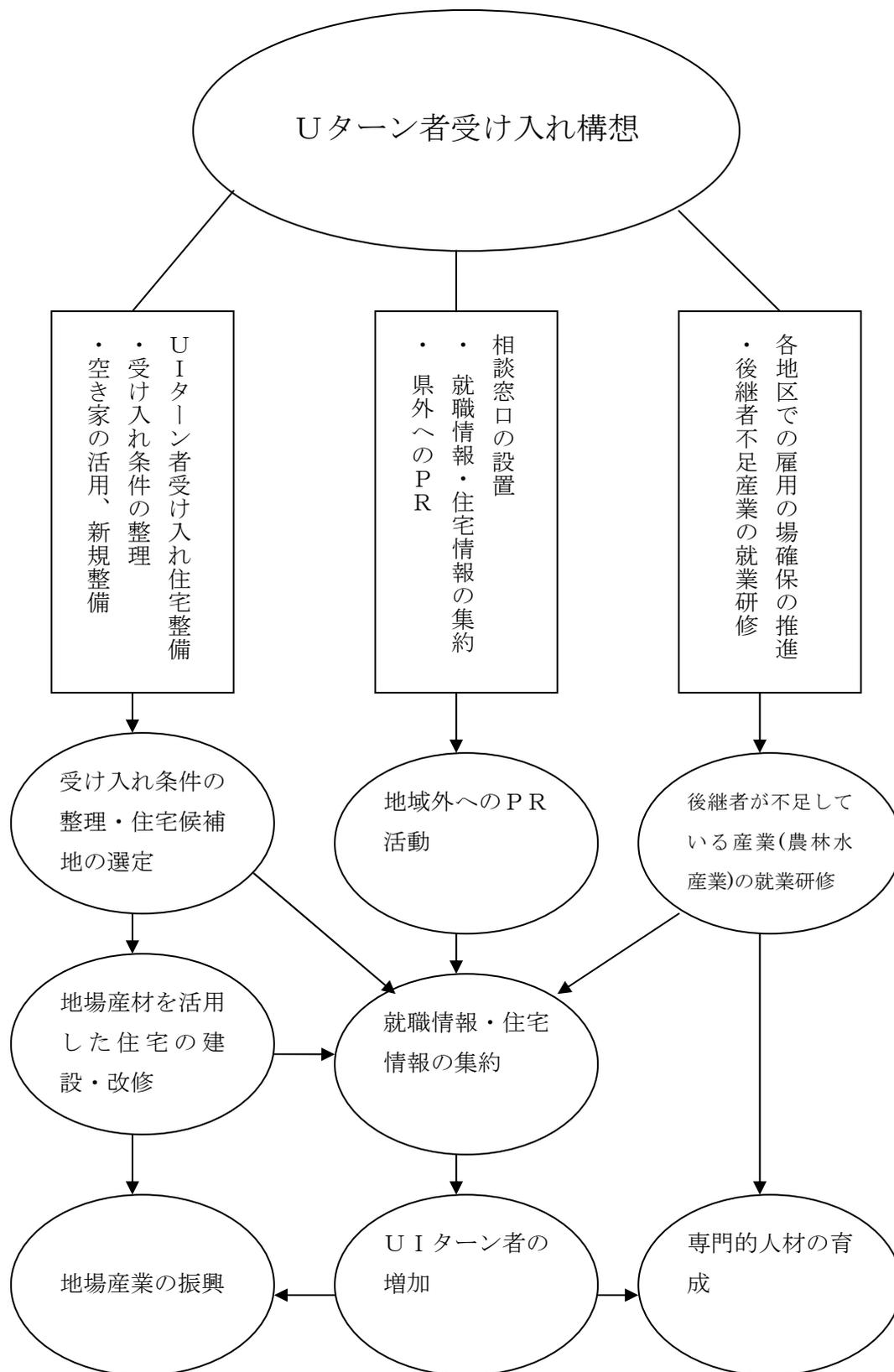
また、農業就業希望者には遊休農地の貸し出しを行うことで、一次産業の振興とともに土地の有効利用を図る。

(主管)

企画観光部（商工観光課・企画政策課・情報推進課）

農林水産部（農林課・水産課）

(フロー図)



第4節 第一次産業振興と合わせた観光客満足度倍増構想

(目的)

質の高いサービスと観光ルート、拠点施設の整備により、観光客の満足度を高め、入り込み客の増加を図っていく。あわせて、本市の魅力をを活かしたもてなしを実現していくため、農業、漁業の振興を行っていく。

(内容)

ブルーツーリズム、グリーンツーリズム、域内観光ルート整備、接客サービスの向上など、新たな展開を図り、多くのリピーター（繰り返し訪れる観光客）を確保する。ブルーツーリズム、グリーンツーリズムでは、異業種による意見交換会を開催し、さまざまな体験メニューを検討し、これを基に体験プログラムを作成する。

また、受け入れ体制整備のため、農業基盤、漁業基盤の充実を図るとともに、担い手の育成を行い、グリーンツーリズムなどのインストラクターとしても活躍を期待する。

(効果)

平成15年度年間入り込み客約155万人の20%、約30万人を増やし186万人とする。これにより、約18億円の観光消費が期待できる。

* 30万人増のうち、宿泊客を6万3千人、日帰り客を23万7千人と設定。

$6.3\text{万人} \times 14,238\text{円 (宿泊客平均消費額)} + 23.7\text{万人} \times 3,913\text{円 (日帰り客平均消費額)} = 18\text{億}3\text{千万円}$

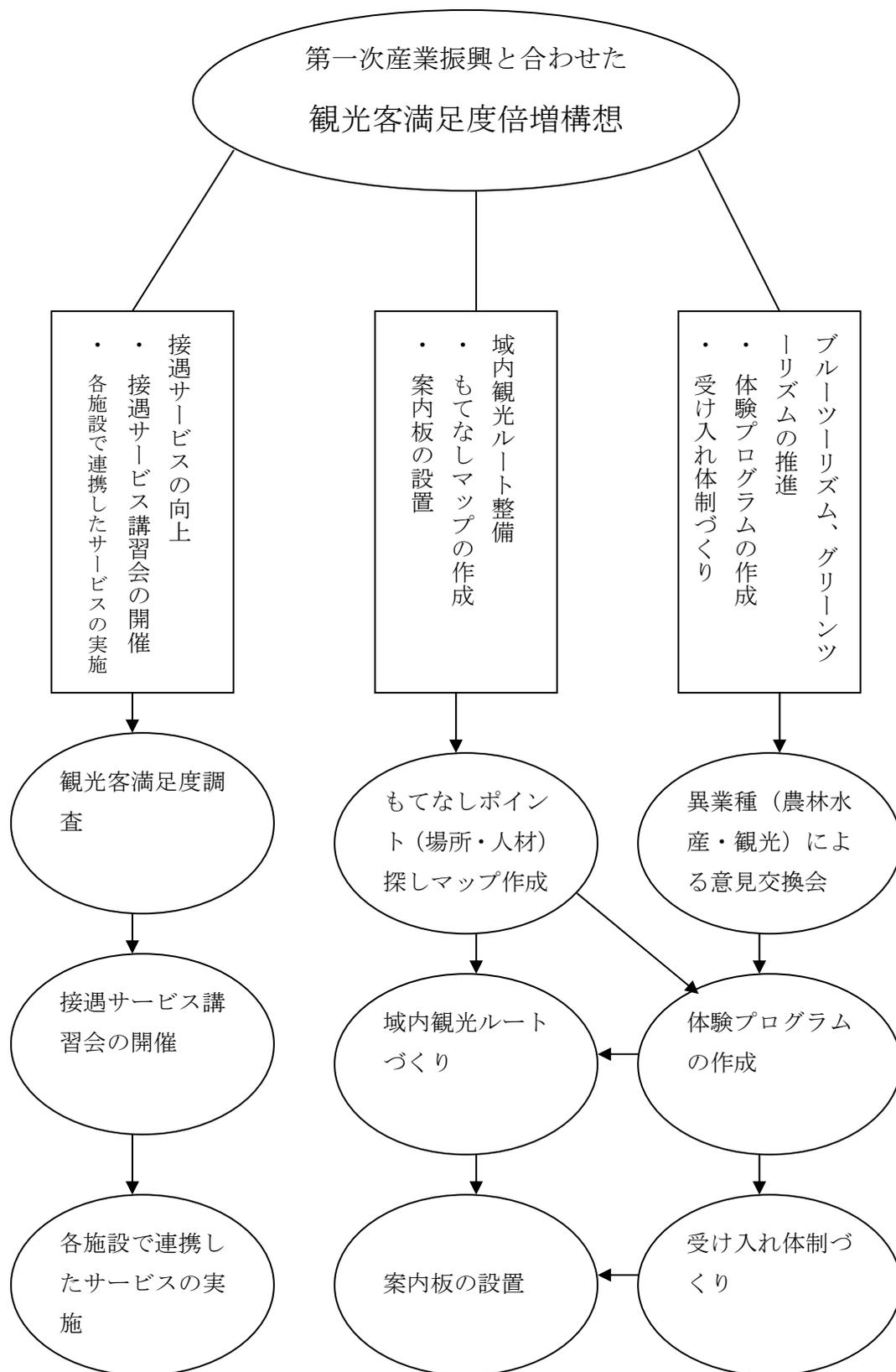
観光入り込み客の増大により、雇用を増進させ、さらに観光を中心に第一次産業の振興を図ることができる。

(主管)

企画観光部（商工観光課・企画政策課・情報推進課）

農林水産部（農林課・水産課）

(フロー図)



第5節 産業開発創造構想

(目的)

最大の地域資源である海を活かした産業開発、地場産業の振興、観光開発に取り組み、若者の働く場を創設していく。

(内容)

最大の地域資源である海を活かした産業開発や、地場産業の振興を図るため、特産品の開発加工センターの設置や既存産業の振興、地域資源研究の場づくりを進めていく。

特産品加工センターでは、特産品のブランド化を目指して企画開発を行い、販路の開拓や拡大に努めていく。

既存産業の振興としては、起業家支援体制の整備、特産品のブランド化などに取り組んでいく。

地域資源研究の場では、地域資源の発掘・研究を行い、既存産業のつながりを生み出すような新たな地域資源活用型の産業を育成していく。ここは、子どもから大人までが地域資源を活かした仕事や環境のことなどを学習、研修・研究できる場としても位置づける。

(効果)

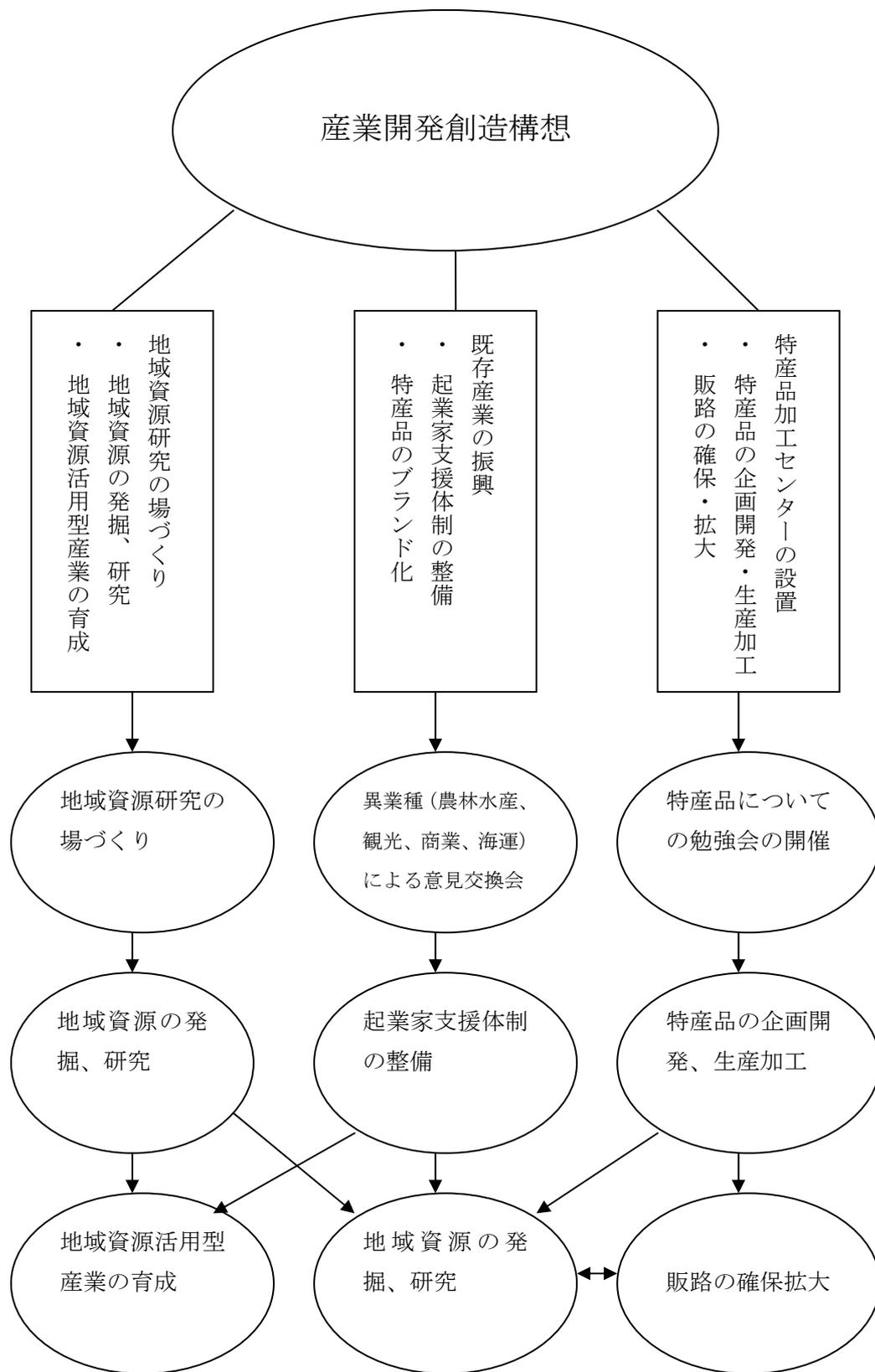
持続的な産業構造の形成を図り、若者定住が進む。地場産業の振興により、農林漁業、観光業、商業などの収入の増加が図れる。

(主管)

農林水産部（農林課・水産課）

企画観光部（商工観光課・企画政策課・情報推進課）

(フロー図)



第6節 地場の特性を活かした企業誘致構想

(目的)

国や県・大学・企業と連携して上天草市の魅力、可能性を活かし、新たな企業誘致を進める。

(内容)

企業誘致を進めるにあたり、まず環境保全型産業の振興という本市の産業振興のビジョンを明確に打ち出し、それに基づいた進出協定を作成し誘致活動を行う。

本市の魅力と位置的特性を活かした企業としては、研究開発型企业やリサイクル関連企業があげられる。有明海と八代海という二つの海の結節点に位置する本市の立地上の利点を活かし、船を活用したリサイクル関連企業や、豊かな自然環境等を活かしたリゾートオフィスなどの新たな企業の誘致を図るとともに、施設用地や基盤施設の整備を進める。

また、企業だけでなく、各種産業への波及効果が期待できるような人材の誘致も並行して進める。

(効果)

雇用の場が拡大し、若者定住が促進される。また、特色ある企業の立地により関連企業の集積が進み、さらに雇用の場が増大する。

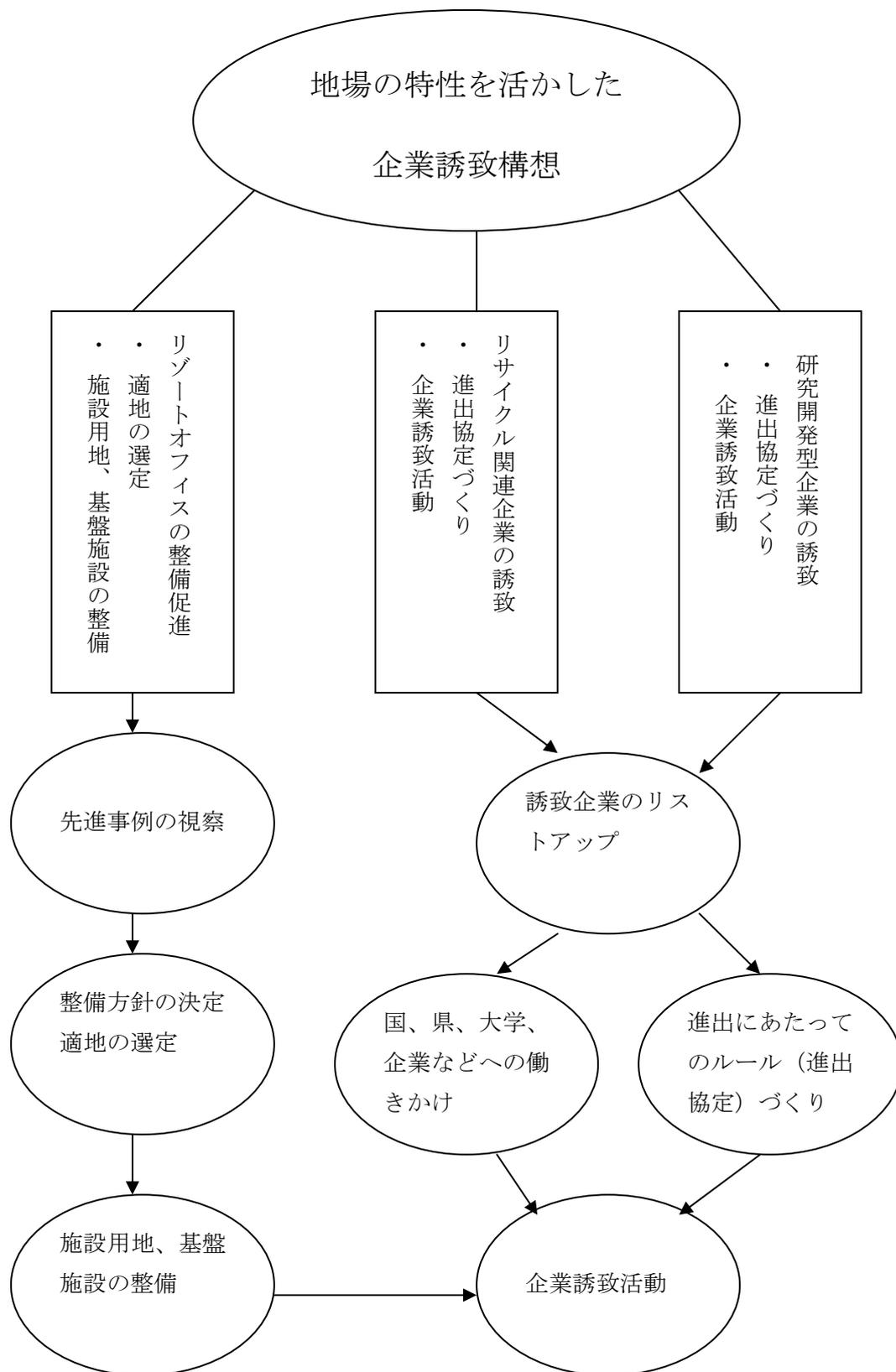
(主管)

市民環境部（環境衛生課）

建設部（建設課・都市計画課・下水道課）

企画観光部（商工観光課・企画政策課・情報推進課）

(フロー図)



第7節 “みず” から始める環境保全構想

(目的)

上天草市において安定した水の供給、安全な排水対策を進めて行く。それらの日常的な管理として、各地区単位で足元からの確かな環境保全を進めて行く。

(内容)

現在、上北小学校での地区ぐるみの環境保全の取り組みや、姫戸地区での竹炭による海水浄化、各地区の婦人会や商工会などの活動など、各地区で様々に取り組みが行われている。

これら個々の取り組みの情報を市全体共有することで、各地区の取り組みに反映させ、大きな取り組みへと広げていく。

具体的な取り組みとして、地区単位で環境美化活動、清掃活動、リサイクル活動を推進していく。

あわせて、各地で適正な排水処理の整備を進め、本市の最大の資源である海の環境保全に取り組んでいく。

(効果)

海水が浄化されることにより、本市の最大の地域資源であり、かつ産業振興の基礎となる海の環境保全を図ることができる。

(主管)

市民環境部（環境衛生課）

農林水産部（農林課・水産課）

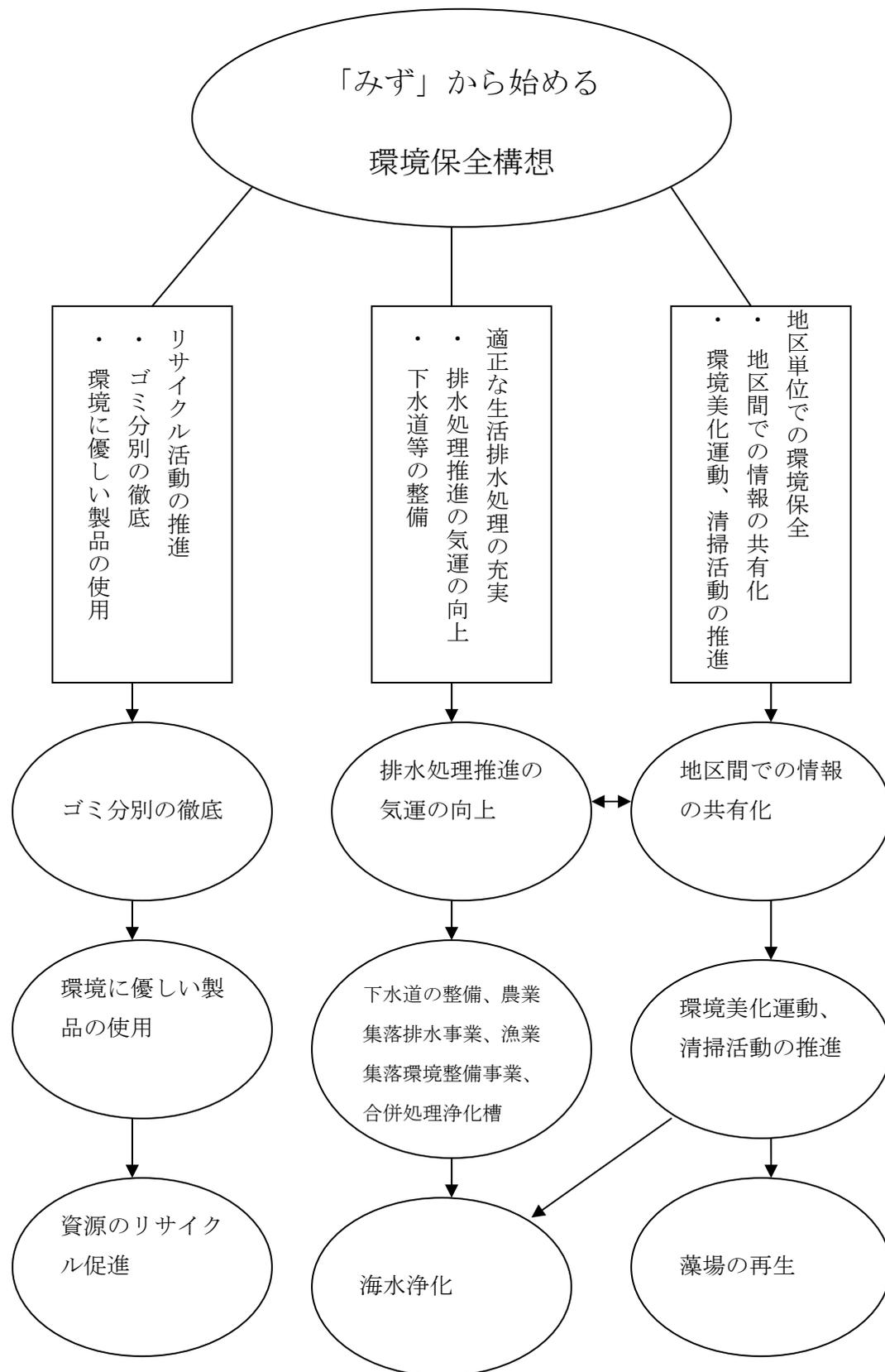
建設部（下水道課）

教育委員会（学務課・生涯学習課）

水道局

企画観光部（企画政策課・情報推進課）

(フロー図)



第8節 域内30分圏構想

(目的)

域内のどこからでも中心部まで30分で移動できるように道路整備を進める。

(内容)

市内道路事情見学ツアーなどにより、市内の道路問題に対する共通認識を得ることから始め、市域の人やモノの循環を良くするための道路整備計画づくりに取り組む。

現在整備が進められている国道266号の早期整備や渋滞部分の解消、市内循環ルート
の整備など、観光道路、あるいは生活道路としての道路網の充実を図る。

これら基盤の整備と合わせて、上天草総合病院への通院や市内高校への通学などの利用
ニーズに即した公共交通機関の充実を図る。

(効果)

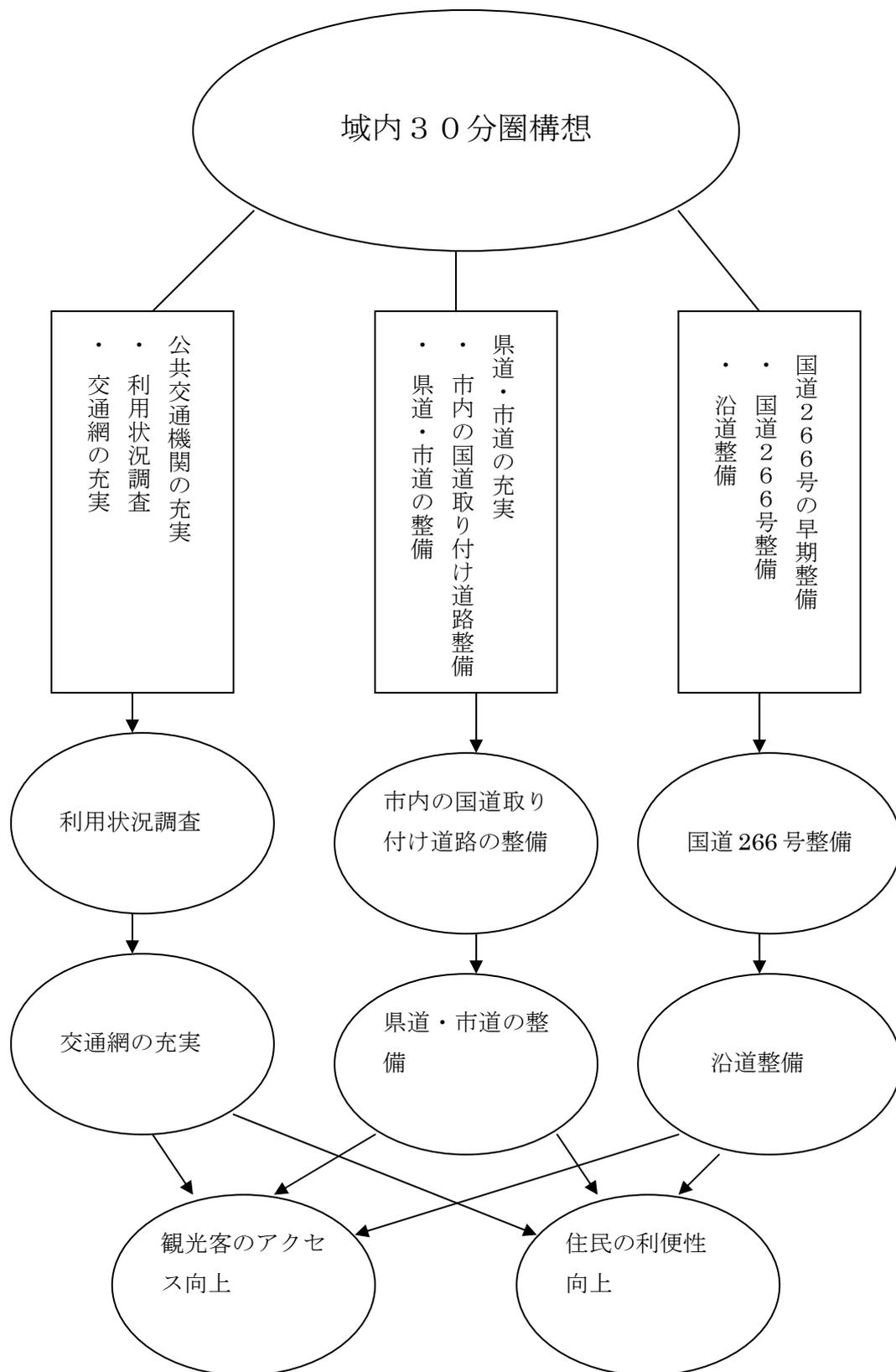
生活圏内の移動が容易になることにより住民の利便性が向上し、各種活動が活性化する。
道路網の整備のもと、バスなどの公共交通機関の充実が期待できる。また、道路網が整備
されることで、観光客の交通アクセスの向上、産業の振興（農作物などの地元消費など特
に域内循環の促進）、の基礎が整う。

(主管)

建設部（建設課・都市計画課）

企画観光部（企画政策課）

(フロー図)



第9節 八代・天草架橋等広域連絡道路建設促進構想

(目的)

上天草市と周辺市町村との広域的な連携をより強化するために、八代・天草架橋の早期実現を働きかけ、熊本天草幹線道路（地域高規格道路）の建設を促進する。

(内容)

八代側においては、新幹線の開業や高速道路網の整備が進んでおり、八代・天草架橋の整備により八代海の巡回ルートが完成し、住民生活の利便性の向上、産業振興、若者定住の促進など、様々な展開が可能となる。

また、一般国道の夏季の渋滞は住民生活にも支障をきたしており、熊本天草幹線道路（地域高規格道路）の整備促進が望まれるため、早期実現を働きかけていくとともに、天草五橋架橋時の一人一円運動などのような地域での気運の盛り上げを図っていく。

さらに、隣接市町間の連絡道路を整備することで、天草空港等が立地する本渡市周辺との連絡を図る。

(効果)

広域的な交通アクセスが向上することで、住民の日常生活圏が広域化し、利便性が向上する。また、産業振興の観点からも広域的な流通が促進され、さらに観光面では、より広域からの集客が得られることで、観光入り込み客の増加が期待できる。

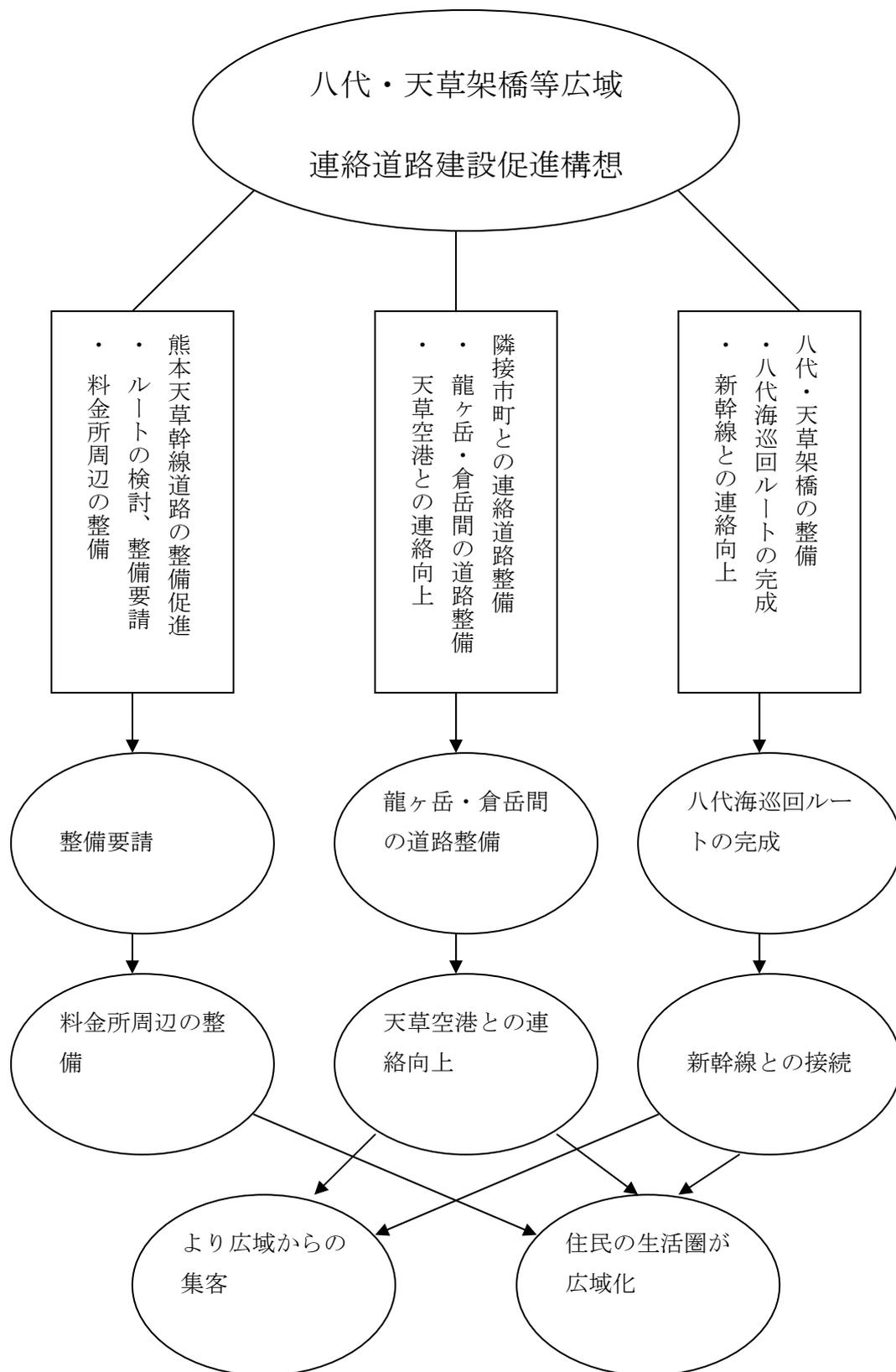
八代・天草架橋の整備により、本市は八代市の通勤圏として位置づけることが可能になる。環境の良さを活かした住宅地として、Uターン者を含む若者定住の促進が期待される。

(主管)

建設部（建設課・都市計画課）

企画観光部（商工観光課・企画政策課）

(フロー図)



第10節 海洋保全・研究構想

(目的)

海を基本として生きてきた上天草市なので、海を守ろうという気持ちは共通の願いである。だからこそ、海の異変に強い危機感を抱き、かつ、二つの海に接する本地域が、これからの環境の時代をリードしていく。そこで、海の環境を学び、発信する海洋博物館の建設を目指し、豊かな海を取り戻す足がかりとする。

(内容)

まずは、既存の研究所との連携からはじめ、海の現状の把握と危機意識の発信から着手する。また、かつて経験した水俣病の教訓を基に、海の汚染がもたらす災いについての認識を改めて参考にするにも必要である。将来的には教育・体験・研究などの機能を備えた海洋博物館を設立し、二つの海の環境のあり方を研究していく。

さらに、必ずしも個人的な努力の積み重ねだけでは改善されない問題であるため、環有明海・環八代海・球磨川流域の人々に問題の共有と、解決に向けて共に力を合わせる姿勢を求め、環境づくりの拠点として広域的に展開していく。

(効果)

永く海とともに生活してきた人々にしか感じ取れない海の危機を、より客観的・科学的かつ広域的な位置づけの基に調査し、研究・解明する。その成果を発信し、海を護るためのキャンペーンを通じて、本市のすべての住民が共有できる問題意識を育て、共通の目的とする。また、その過程において、市の連帯感が醸成される。

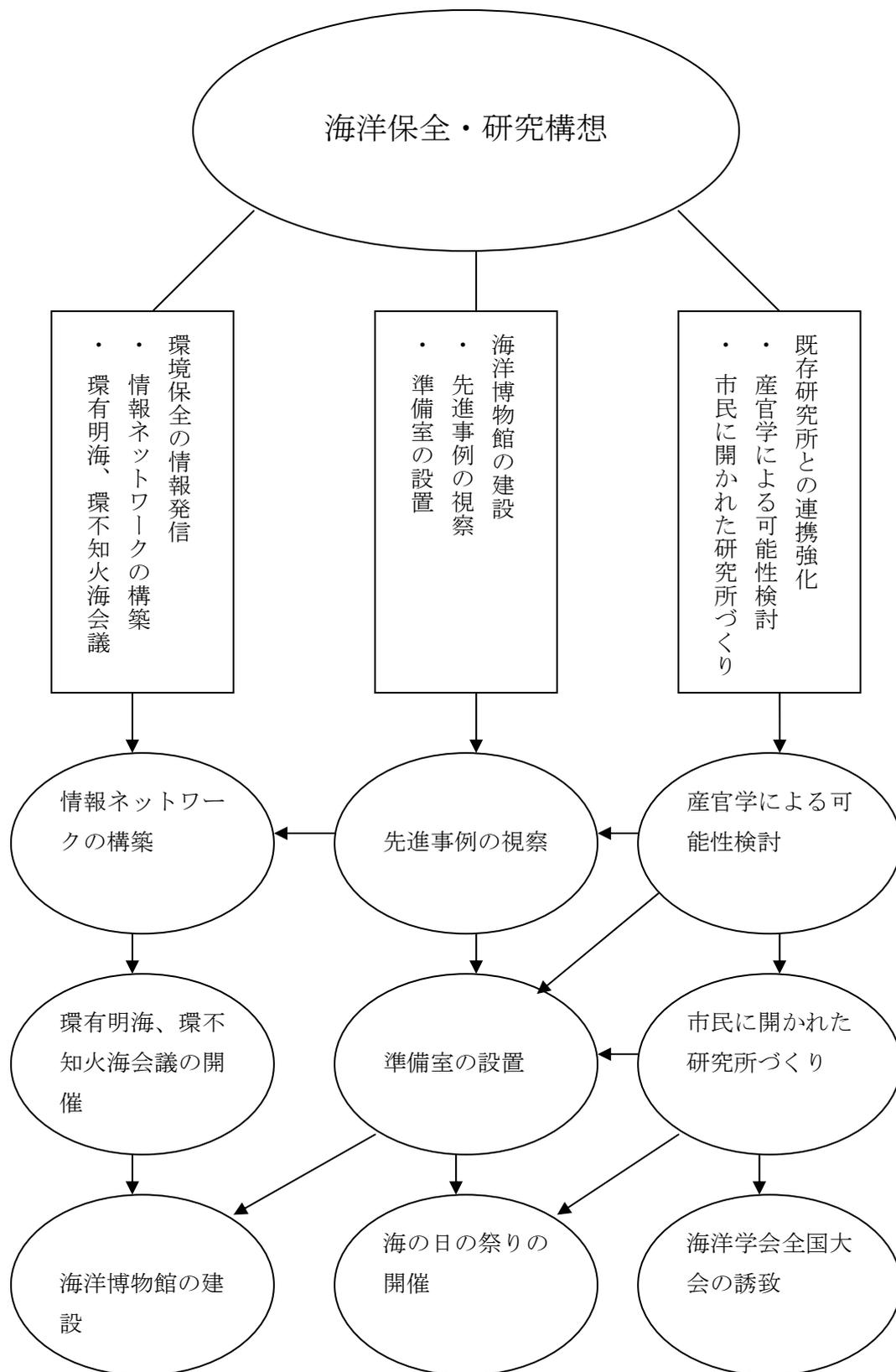
(主管)

農林水産部（水産課）

教育委員会（学務課・生涯学習課）

企画観光部（商工観光課・企画政策課・情報推進課）

(フロー図)



第5章 13地区でのまちづくり

第1節 概要

社会的な地域運営の流れは、行政主導のまちづくりから、住民参加型のまちづくりへ、さらに住民主体のまちづくりへと変化している。

上天草市には旧町村単位の13地区がある。その13地区での住民自ら考え、自ら行動する地域づくりが「13地区のまちづくり」である。

13地区のまちづくりでは、地区住民の意見・意思にもとづく地区運営の新しい体制と仕組みづくりを目指す。

第2節 主旨

13地区がそれぞれの地区を単位とし、他に誇れるような地域づくりを進める「運動」が、この主旨である。

地区内にある歴史、景観、史跡、人物等を地区住民で改めて見つめなおし、掘り起こし、それらを素材として創意と工夫による特色ある街並景観、産品や人、イベントづくり等を行うなど、住民の自発的で主体的なまちづくりから地区の自立と活性化を促していく。

その取組みに対して、上天草市が積極的に支援していく。

第3節 組織・推進体制

①地区の推進体制

- (ア) 各地区公民館を母体組織とした「まちづくり委員会」を組織する。
- (イ) 委員会の構成は、男女・年齢層・職業等に配慮し、幅広く地区住民の意見を反映できるような構成とする。
- (ウ) 活動の枠を広げるために、既存団体を横断的につなぎ、地区内人材活用等も視野に入れる。
- (エ) 委員会は、地区の資源や特性を調査・研究し、当面の行動計画となる「まちづくり計画」を作成し、その計画に基づく「まちづくり事業」に取り組む。計画策定および事業実施にあたっては委員会が主体となる。

②市の推進体制

- (ア) 委員会の活動に対して、まちづくり担当課（＝企画政策課）の職員が各地区を担当し、サポートする。
- (イ) 担当課は、まちづくり・地域づくりの事例紹介や資料提供の支援を行う。
- (ウ) 担当課は、市の関係課との連絡調整を行うとともに、必要に応じて関係課に支援を要請する。
- (エ) 初動時には、地区担当の市職員（各地区2名程度）が委員会に参加する。また、必要に応じて専門家の派遣も検討する。

第4節 地区で取組む事業および活動

地区の特色を活かした地域の誇りとなる「まちづくり計画」を作成し、その計画に基づき「まちづくり事業」に取り組む。「まちづくり事業」の例としては以下のものがある。

- ◎ 街並み景観の保存・整備・創出
- ◎ 特産物の研究・特産品の開発
- ◎ 地域の将来を担う子どもたちを育てるプログラム
- ◎ 地域の活性化につながるイベントづくり
- ◎ 地域活性化の拠点づくり
- ◎ 「花のあるまちづくり」など、地区のシンボルとなる花壇や花畑づくり

第5節 事業の期間および助成金等

- (ア) 助成制度の期間は、一期5ヵ年を区切りとする。
- (イ) 「まちづくり計画」の作成や「まちづくり事業」の活動費を支援する。
- (ウ) 「市が提唱する活動」の実施に必要な活動費は別枠で交付する。
- (エ) 「計画づくり」および「市の提唱する活動」に係る活動費は、委員会活動に先立ち交付する。
- (オ) 審査会において特に優れた事業と認めたものについては、活動費を別枠で支援する。

第6節 成果の発表と共有

取組みの実施後、その成果を発表する場を設ける。他地区との知恵の共有を図り、次の取組みに反映させ、年次ごとに充実させていく。

(主管)

教育委員会（生涯学習課）

企画観光部（企画政策課）

「まちづくり運動」スキーム

上天草市の旧村13地区が、地域の歴史・文化・自然等の特色を活かし創意工夫を凝らしたまちづくりを自主的・主体的に取り組む「まちづくり運動」を推進するために、以下のようなスキームを設定する。

